

美浜町国土強靱化地域計画

令和8年3月



美浜町

目次

第1章 計画の概要	1
1. 計画の位置づけ	1
2. 計画の期間	3
3. 計画策定の進め方	3
第2章 本町の概況と特性	4
1. 町の概況と特性	4
1-1 自然的条件	4
1-2 社会的条件	6
1-3 防災対策状況	9
2. 自然災害等	14
2-1 既往災害状況	14
2-2 想定される主な自然災害	15
3. 上位計画及び関連計画	17
第3章 基本的な考え方	23
1. 基本目標及び事前に備えるべき目標	23
1-1 基本目標	23
1-2 事前に備えるべき目標	23
第4章 推進方針策定に向けた基本的な考え方	24
1. 脆弱性評価の考え方	24
2. 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	25
3. リスクシナリオを回避するために必要な施策分野の設定	26
第5章 リスクシナリオごとの脆弱性評価と推進方針及び重要業績評価指標	27
1. 人命の保護	27
2. 救助・救急、医療活動等の迅速な対応	37
3. 必要不可欠な行政機能の確保	43
4. 経済活動の維持	45
5. 情報通信サービス、ライフライン（電気、上下水道、交通網、燃料等）の確保及び早期復旧	46
6. 迅速な再建・回復	51
第6章 計画の推進	54
1. 計画の推進体制	54
2. 各種施策の推進と進捗管理	54

第1章 計画の概要

1. 計画の位置づけ

1) 国土強靱化地域計画と関連計画の位置づけ

本計画は、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（平成25年法律第95号）（以下、「国土強靱化基本法」と言います。）第13条の規定に基づき、本町における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、他の分野別計画の指針となる計画です。

そのため、「福井県国土強靱化地域計画」が、本町を包含する県土全域に係る計画であることを踏まえ、同計画との調和を保つとともに、行政経営の総合的な指針であり、かつ美浜総合創生戦略を包含する第六次美浜町総合振興計画との整合・調和を図りながら策定し、連携して取組を進めます。

また、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づき策定した美浜町地域防災計画と役割分担を図りながら本町の強靱化を目指します。

2) 上位計画

① 国土強靱化基本計画

国土強靱化基本計画（以下、「国基本計画」と言います。）は、国土の健康診断にあたる脆弱性評価を踏まえて、強靱な国づくりのためのいわば処方箋を示したものであり、また、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、国土強靱化に関する国の計画等の指針となるべきものとして策定されたものです。国の防災基本計画と並び、日本の災害対応の骨格をなすものとされています。

② 福井県国土強靱化地域計画

福井県国土強靱化地域計画（以下、「県地域計画」と言います。）は、国基本計画と調和する形で、県の各種計画等において講じるべき防災・減災対策の指針として策定されています。県では、この計画に沿って必要な事前防災及び減災その他迅速な復旧・復興に資する施策を総合的かつ計画的に実施していくこととしています。

3) 地域防災計画との違い

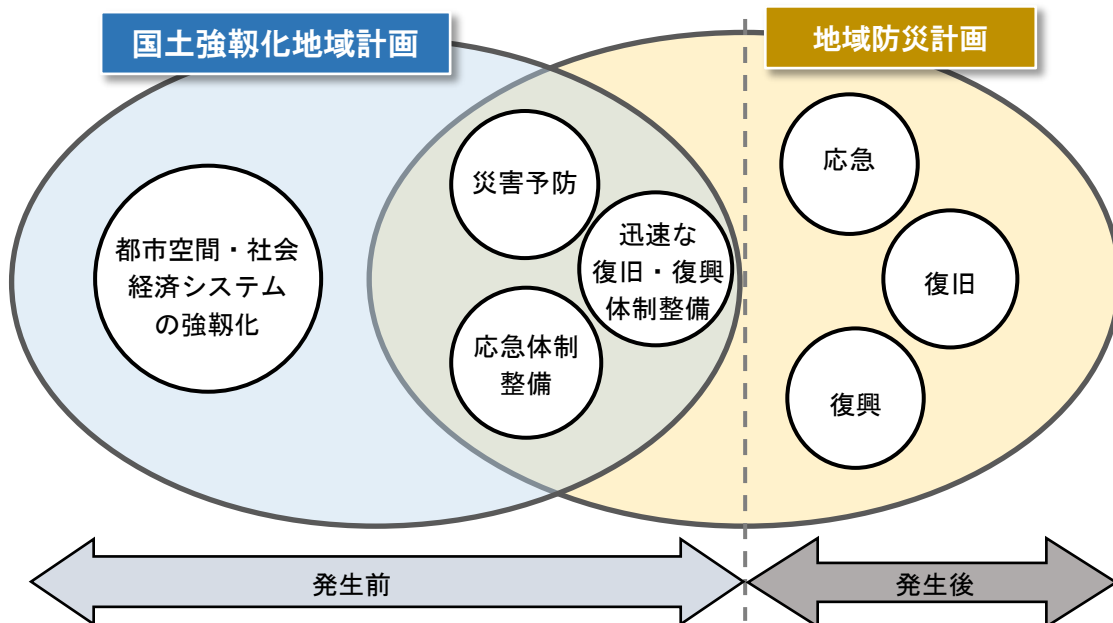
「防災」は、基本的には、地震や洪水などの「リスク」を特定し、「そのリスクに対する対応」をとりまとめるもので、「美浜町地域防災計画」(2025(令和7)年5月)では、「一般災害対策計画」、「震災対策計画」及び「原子力災害対策計画」のリスクごとに計画が立てられています。

一方、「国土強靱化」は、リスクごとの対処対応をまとめるものではなく、あらゆるリスクを見据えつつ、どんな事が起ころうとも最悪な事態に陥る事が避けられるような「強靱」な行政機能や地域社会、地域経済を事前につくりあげていくものです。

そのため、強靱化の計画は、あらゆる大規模自然災害等を想定しながら「リスクシナリオ(起きてはならない最悪の事態)」を明らかにし、最悪の事態に至らないための事前に取り組むべき施策を考えるというアプローチから、強靱な国づくり、地域づくり、仕組みづくりを平時から持続的に展開する、強靱化の取組の方向性・内容を取りまとめたものです。

■ 国土強靱化地域計画と地域防災計画との関係イメージ

	国土強靱化地域計画	地域防災計画
検討アプローチ	地域で想定される自然災害全般	災害の種類ごと
対象フェーズ	災害発生前	災害発生前・発生時・発生後
施策の設定方法	脆弱性評価 リスクシナリオに合わせた施策	無
施策の重点化・指標	有	無



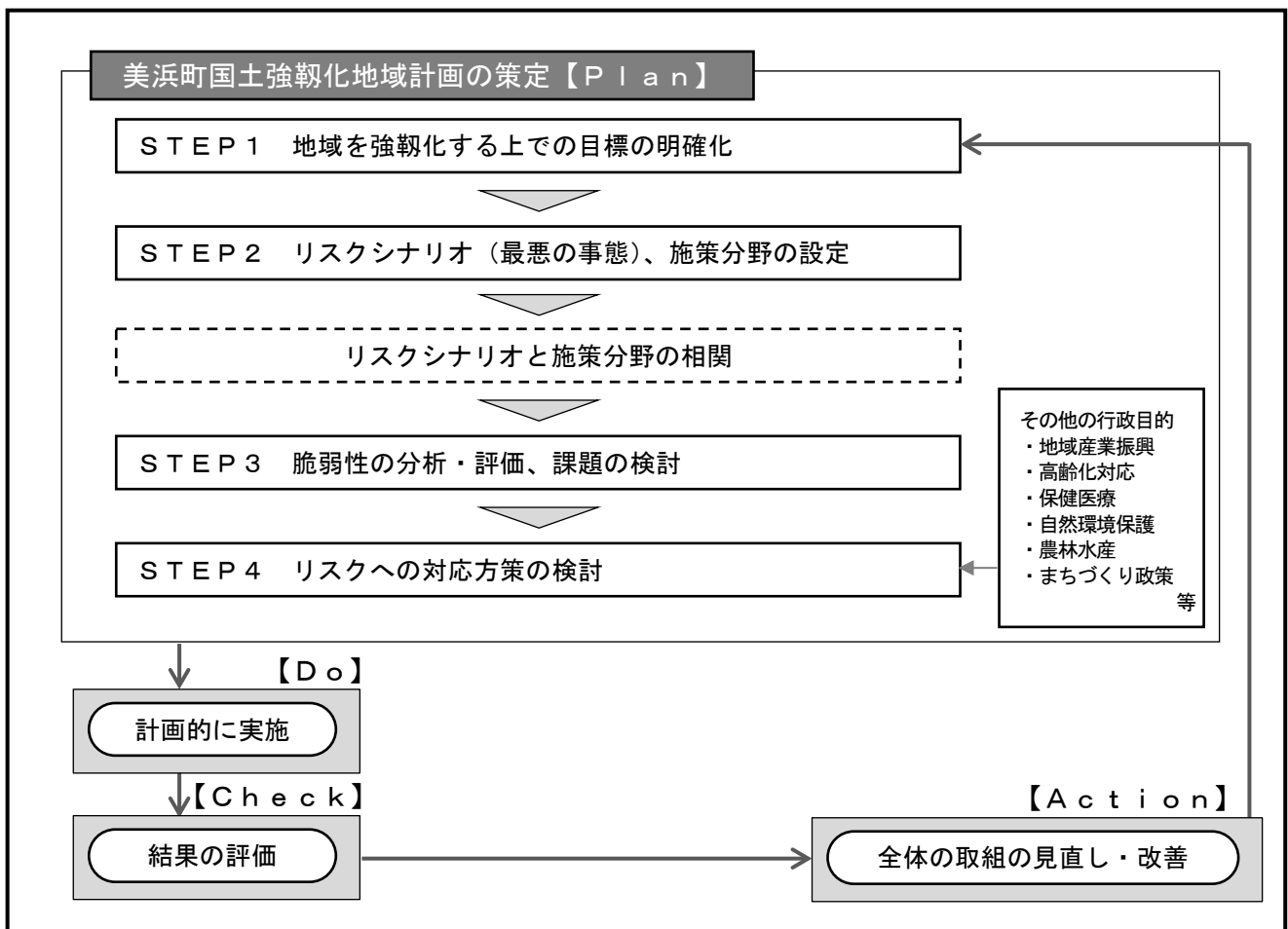
2. 計画の期間

本計画の対象期間は、2026（令和8）年度から2030（令和12）年度までの5年間とします。

3. 計画策定の進め方

強靱化の施策を総合的・計画的に推進するため、地域計画策定に関する国の指針「国土強靱化地域計画策定・改定ガイドライン」を参考に、以下の手順により策定を行います。

- STEP 1 地域を強靱化する上での目標の明確化
- STEP 2 リスクシナリオ（最悪の事態）、施策分野の設定
- STEP 3 脆弱性の分析・評価、課題の検討
- STEP 4 リスクへの対応方策の検討



第2章 本町の概況と特性

1. 町の概況と特性

1-1 自然的条件

1) 位置、地勢、気候

本町は、東経135度56分26秒、北緯35度36分05秒、福井県の南西部、嶺南地方に位置し、東は敦賀市、西は三方上中郡若狭町、南は滋賀県高島市にそれぞれ接し、北は若狭湾に面しています。

町域は、東西約19km、南北約27km、面積152.35km²となっており、総面積の約8割を森林が占めています。

地形は、沿岸部はリアス式海岸を示し、中央部を北流する耳川の下流部には海岸平野が開けています。中部以南や外周部などでは山地の地形を示し、三国山(876m)、赤坂山(824m)、雲谷山(787m)などの急峻な山地が広がっています。

町の中央にはJR小浜線及び国道27号が並行して東西に横断し地域経済の動脈となっており、2014(平成26)年7月に全線開通した舞鶴若狭自動車道とともに関西中京圏との広域ネットワークが図られ、さらには敦賀新港の整備と合わせて交通の要衝地となっています。

町の気候は、日本海型気候を示し、年平均気温は15.8℃(2015(平成27)年～2024(令和6)年の10年間平均：気象庁ホームページ・美浜地点)で、同じく年間降水量は平均約2,181mmとなっています。冬季の積雪は12月から3月までは山間部を中心としてかなりの積雪量があります。



図. 美浜町位置図



写真. 三方五湖



写真. 水晶浜

2) 土地利用

本町の地目別土地面積（2025（令和7）年1月1日現在）は右図に示すとおりで、雑種地その他が町全域の約63%を占め最も多くなっており、次いで山林が約27%、田が約6%などとなっています。

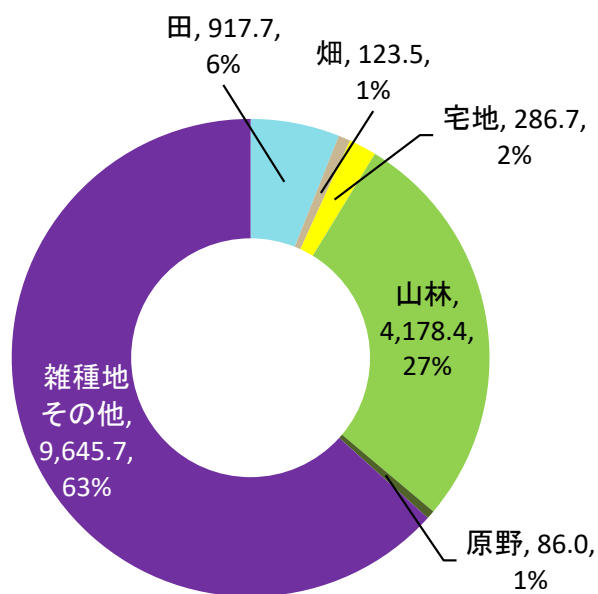


図. 地目別土地面積 (ha)、割合

[資料: 福井県統計年鑑 (令和6年度)]

1-2 社会的条件

1) 総人口・世帯数

本町の1995（平成7）年から2020（令和2）年までの国勢調査による人口、世帯数及び世帯人員の推移を見ると、経年的に人口の減少傾向が顕著で、2020（令和2）年時点では9,179人となっています。

世帯数は1995（平成7）年以降、2015（平成27）年までは経年的に微増傾向にありましたが、2020（令和2）年に減少に転じ3,745世帯となっています。同じく世帯人員も経年的に減少していましたが、2015（平成27）年から2020（令和2）にかけては約2.5人／世帯と横ばいの状況です。

本町の世帯人員は、全国に比べると高い値となっていますが、県平均より低い値となっています。

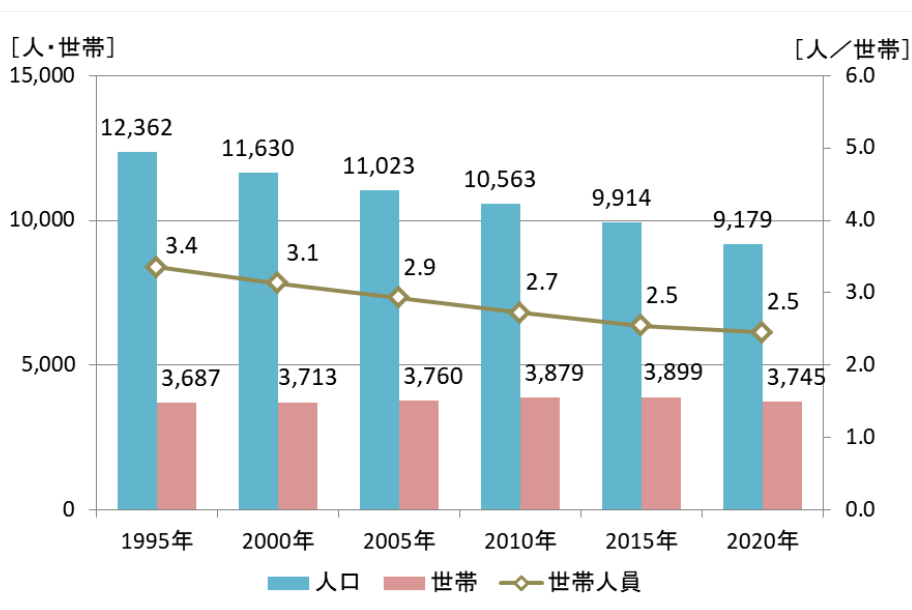


図. 人口、世帯数、世帯人員の推移

表. 人口、世帯数、世帯人員の推移 (単位：人、世帯、人／世帯)

区 分	1995年	2000年	2005年	2010年	2015年	2020年
人 口	12,362	11,630	11,023	10,563	9,914	9,179
増 減 率 (%)	—	▲ 5.9	▲ 5.2	▲ 4.2	▲ 6.1	▲ 7.4
世 帯 数	3,687	3,713	3,760	3,879	3,899	3,745
増 減 率 (%)	—	0.7	1.3	3.2	0.5	▲ 3.9
世 帯 人 員	3.4	3.1	2.9	2.7	2.5	2.5
増 減 率 (%)	—	▲ 6.6	▲ 6.4	▲ 7.1	▲ 6.6	0.0

[資料：各年国勢調査]

表. 人口、世帯数、世帯人員の比較 (単位：人、世帯、人／世帯)

区 分	人 口	世 帯 数	世 帯 人 員
美 浜 町	9,179	3,745	2.45
福 井 県	766,863	291,662	2.63
全 国	126,146,099	55,830,154	2.26

[資料：2020（令2）年国勢調査]

2) 年齢3区分人口

本町の1995（平成7）年から2020（令和2）年までの国勢調査による年齢3区分人口の推移を見ると、年少人口と生産年齢人口割合は、1995（平成7）年以降、2015（平成27）年までは経年的に減少傾向でしたが、2020（令和2）年では年少人口割合が微増に転じました。生産年齢人口割合は変わらず減少しています。

一方、老年人口割合は変わらず増加傾向にあり、2020（令和2）年では36.2%となっています。

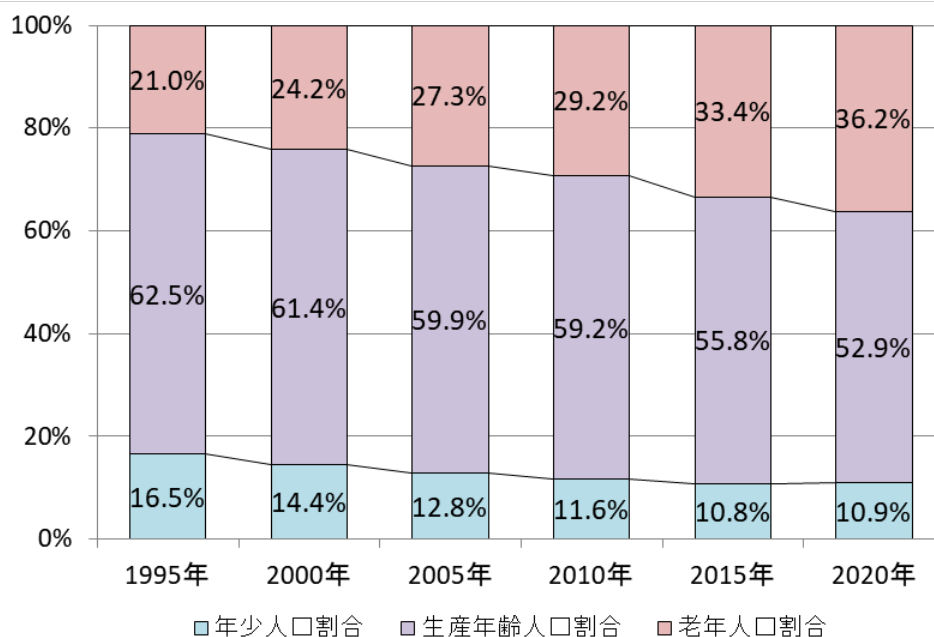


図. 年齢3区分別人口の推移

表. 年齢3区分別人口の推移

(単位：人)

区分	1995年	2000年	2005年	2010年	2015年	2020年
年少人口（15歳未満）	2,040	1,677	1,408	1,224	1,068	997
	16.5%	14.4%	12.8%	11.6%	10.8%	10.9%
生産年齢人口（15～64歳）	7,227	7,138	6,607	6,241	5,532	4,816
	62.5%	61.4%	59.9%	59.2%	55.8%	52.9%
老年人口（65歳以上）	2,595	2,815	3,008	3,082	3,308	3,294
	21.0%	24.2%	27.3%	29.2%	33.4%	36.2%
合 計	12,362	11,630	11,023	10,547	9,908	9,107
	100%	100%	100%	100%	100%	100%

※年齢不詳は含まない。[資料：各年国勢調査]

3) 産業別就業人口

本町の1995（平成7）年から2020（令和2）年までの国勢調査による産業別就業人口の推移を見ると、第1次及び第2次の就業人口は経年的に減少しています。第3次産業は、2015（平成27）年まではおおむね横ばい傾向にあったものの、2020（令和2）年には減少に転じました。

2020（令和2）年においては、第1次産業の就業人口が326人（6.7%）、同じく第2次産業が1,050人（21.5%）、第3次産業が3,497人（71.8%）となっており、第3次産業就業人口の全体に占める割合が高いのが特徴的です。

福井県、全国と比較すると、本町においては第1次産業の就業人口割合が高く、また、第3次産業も全国と同様に高い値となっています。

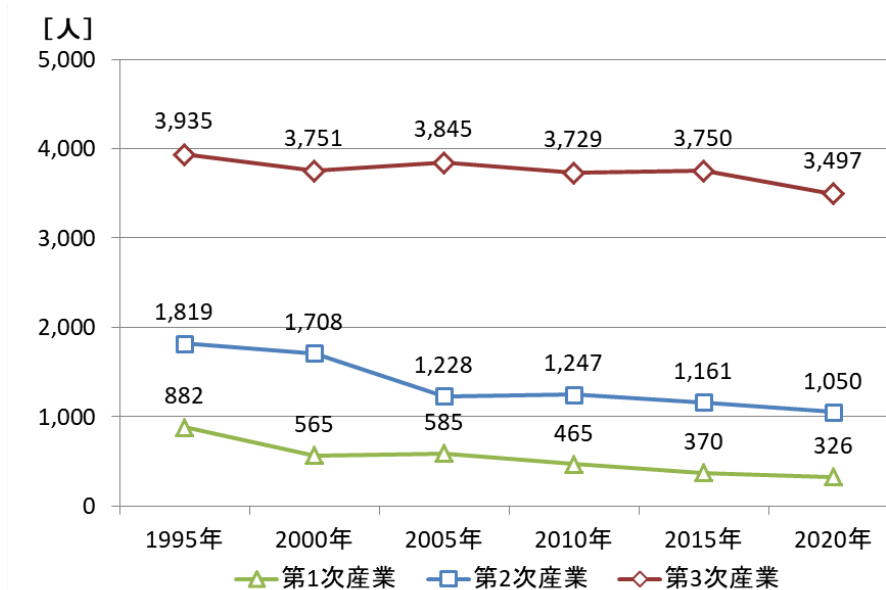


図. 産業別就業人口の推移

表. 産業別就業人口の推移

(単位：人)

区 分	1995年	2000年	2005年	2010年	2015年	2020年
第 1 次 産 業	882	565	585	465	370	326
	13.3%	9.4%	10.3%	8.5%	7.0%	6.7%
第 2 次 産 業	1,819	1,708	1,228	1,247	1,161	1,050
	27.4%	28.4%	21.7%	22.9%	22.0%	21.5%
第 3 次 産 業	3,935	3,751	3,845	3,729	3,750	3,497
	59.3%	62.3%	68.0%	68.5%	71.0%	71.8%
合 計	6,636	6,024	5,658	5,441	5,281	4,873
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

[資料：各年国勢調査]

表. 産業別就業人口割合の推移

(単位：%)

区 分	第1次産業	第2次産業	第3次産業
美 浜 町	6.7	21.5	71.8
福 井 県	3.2	31.6	65.1
全 国	3.3	23.4	73.4

[資料：2020（令2）年国勢調査]

1-3 防災対策状況

1) 避難所等

本町の避難場所については、小学校区ごとに学校や公民館、生活改善センターなど合計68箇所を指定しており、合計面積23,531㎡、収容可能人員10,640人が確保されています。

そのうち、事前に洪水や津波など災害の種類ごとに一定の基準を満たす施設や場所を「指定緊急避難場所」として、下表に示す計10箇所を指定しています。

表. 避難場所総数

指定箇所数（箇所）	面積（㎡）	収容可能人員（人）
68	23,531	10,640

[資料：美浜町地域防災計画関係資料（2022（令和4）年4月現在）]

表. 指定緊急避難場所

名称	洪水	がけ崩れ 土石流 地滑り	高潮	地震	津波
1 美浜町北西郷公民館（旧美浜北小学校）	○	×	○	○	○
2 美浜西小学校	○	○	○	○	○
3 美浜町総合体育館	○	○	○	○	○
4 美浜町生涯学習センターなびあす	○	○	○	○	○
5 美浜中央小学校	○	○	○	○	○
6 美浜中学校	○	○	○	○	○
7 美浜町耳公民館新庄分館（旧新庄小学校）	○	○	—	○	○
8 美浜東小学校	○	○	○	○	○
9 美浜町山東公民館菅浜分館（旧菅浜小学校）	○	×	○	○	○
10 美浜町エネルギー環境教育体験館	○	○	○	○	○

※○：適、×：不適、—対象外

[資料：町ホームページ<美浜町の避難所について>（2024（令和6）年2月5日更新）]



写真. 指定緊急避難場所に指定されている美浜町総合体育館（左）と美浜東小学校（右）

2) 水害対策

本町は大きく若狭湾に面する海岸線を有しており、また、そこには多くの町民が暮らしています。

町では、令和6年能登半島地震による本町への津波警報発表時の避難状況等を踏まえた「津波ハザードマップ」や、福井県が公表した洪水浸水想定区域図、水害リスク図及び本町が作成した町内中小河川の浸水想定区域図に基づく「洪水ハザードマップ」を作成し、広く町民に周知を図っています。

「洪水ハザードマップ」は次ページに示す「土砂災害ハザードマップ」と合わせて作成しています。

3) 土砂災害対策

町の総面積の多くを山林が占め、南に標高900m前後の山地が広がり、町の中央を耳川が流れている地形的特性から、山間部や平地部の山際などで急傾斜地が多く分布しています。

このような特性から、本町においては、土石流や地すべり等の土砂災害の危険性の高いエリアが多く分布しており、下表に示すとおり、土石流警戒区域は計174箇所、急傾斜地警戒区域は計216箇所、地すべり警戒区域は計3箇所の合計393箇所の土砂災害警戒区域が指定されています。

土砂災害警戒区域や土砂災害特別警戒区域を示した「土砂災害ハザードマップ」については、上記の「洪水ハザードマップ」と合わせて作成しています。

表. 町内の土砂災害警戒区域等指定状況

(単位: 箇所)

区 分	土石流		急傾斜地		地すべり		計	
	警戒区域	うち特別	警戒区域	うち特別	警戒区域	うち特別	警戒区域	うち特別
計	174	154	216	208	3	0	393	362

[資料：福井県HP（令和7年1月21日現在）]

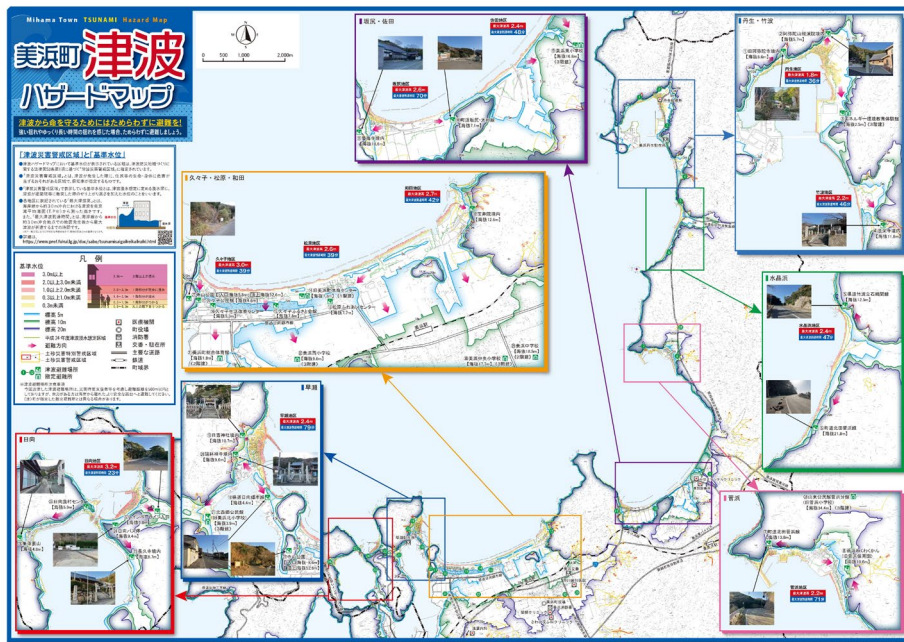


図. 津波ハザードマップ

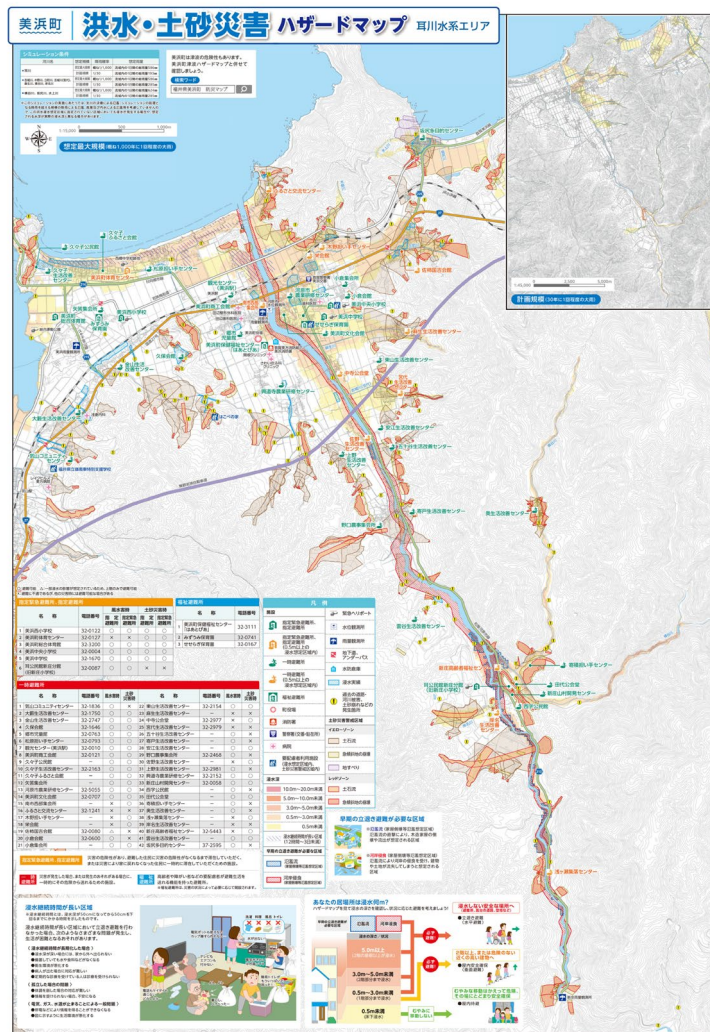


図. 洪水・土砂災害ハザードマップ（耳川水系エリア）

4) 原子力災害対策

本町は、関西電力㈱の美浜発電所が立地しています。また、日本原子力発電㈱敦賀発電所や関西電力㈱の大飯発電所の30km圏に含まれており、町域の全てが原子力災害対策重点区域に指定されています。

そのため、原子力発電所の事故により放射性物質が放出される「原子力災害」が発生した場合を想定し、町外への広域避難体制の確立や、要配慮者の屋内退避のための防護施設を整備する必要がありますなど、他自治体と比べ、水準の高い強靱化施策が求められています。

今後、更なる原子力発電所の再稼働や新增設が控える中、原子力災害に備えた避難道路の多重化・強靱化は極めて重要となります。

原子力災害対策重点区域の設定

国は、福島第一原子力発電所事故と国際基準を踏まえ、「原子力災害対策重点区域」を設定しました。対象地域は、原子力発電所から概ね30km圏内とし、半径概ね5km圏内を「予防的防護措置を準備する区域（PAZ）」とし、半径概ね5～30km圏内を「緊急防護措置を準備する区域（UPZ）」としています。



予防的防護措置を準備する区域
(PAZ : Precautionary Action Zone)

原子力発電所において、特定の事故事象が発生した時に、事故の急速な進展を想定し、放射性物質が環境中に放出される前から、直ちに避難や安定ヨウ素剤の服用などの予防的防護措置を準備する区域



緊急防護措置を準備する区域
(UPZ : Urgent Protective action Planning Zone)

原子力発電所で発生した事故が急速に進展する可能性等を踏まえ、緊急時における判断及び防護措置の基準に基づき、屋内退避や避難、安定ヨウ素剤の服用などの防護措置を準備する区域

図. 原子力災害対策重点区域の設定

表. 町内及び周辺立地原子力発電所に係る PAZ、UPZ

原子力施設	PAZ (半径おおむね5km圏内)	UPZ (半径おおむね5～30km圏内)
関西電力㈱美浜発電所3号機	丹生・竹波・菅浜	3地区を除く町内全域
日本原子力発電㈱敦賀発電所2号機	—	町内全域
関西電力㈱大飯発電所3・4号機	—	町内全域

[資料：「美浜の原子力」(令和4年3月発行)]

5) 消防・防災体制

本町は一部事務組合である敦賀美方消防組合に属しており、敦賀市、若狭町及び本町の1市2町で消防事務を共同処理しています。敦賀市に消防本部・署を設置し、本町及び若狭町（旧三方地区）に消防署、敦賀市東部に分署を設置しています。一方、非常備消防については、本町では4分団の消防団及び女性活動班を編成し、敦賀美方消防組合の下、消防団相互の円滑な運営体制を構築しています。

また、町内24地区（2025（令和7）年4月現在）において自主防災組織が設立されています。

町では、地域防災力を充実させ、地域住民が安全で安心して暮らせるまちづくりを目指すため、消防施設整備や消防資機材購入のための補助金を交付しています。

また、各集落における自主防災組織の設置及び育成を図るため、組織設立のための諸経費や資機材購入費及び運営費に対して補助金を交付しています。

さらに、町民の防災意識の啓発、防災活動の支援等を行い、町全体の防災力向上及び自主防災活動の促進を図ることを目的として、2020（令和2）年9月に町内在住の防災士を会員とした美浜町防災士会を設立しています。



写真. 美浜消防署庁舎



写真. 美浜消防署の主要車両

2. 自然災害等

2-1 既往災害状況

1) 風水害等

本町における近年の自然災害の発生状況は以下に示すとおりです。

表. 近年における自然災害発生状況

年月日	災害	本町の被災状況
平成11年8月	集中豪雨	床上浸水15戸、床下浸水109戸、道路冠水、土砂崩れ
平成17年8月	集中豪雨	床上浸水4戸、床下浸水27戸、道路冠水、土砂崩れ
平成24年4月	強風	軽傷者1名
平成25年9月	台風18号	死者1名、 全壊3戸、半壊1戸、一部損壊2戸、床上浸水2戸、床下浸水41戸
平成28年5月	暴風	重傷者1人、軽傷者1人
平成29年10月	台風21号	軽傷者1人、一部損壊50戸、床上浸水3戸
平成30年 1月、2月	大雪	一部損壊10戸
平成30年9月	台風21号	軽傷者1名、一部損壊1戸

2) 地震

本町では、近年に被害の出た地震はありません。

2-2 想定される主な自然災害

国土強靱化基本法では、「大規模自然災害等に備えて早急に事前防災及び減災に係る施策を進めるためには、大規模自然災害等に対する脆弱性を評価し、優先順位を定め、事前に的確な施策を実施して大規模自然災害等に強い国土及び地域を作るとともに、自らの生命及び生活を守ることができるよう地域住民の力を向上させることが必要」とされています。

本町においては、今後発生が想定され、町民生活や社会経済に甚大な影響を及ぼす以下の自然災害を想定しました。なお、以下の災害は単独で発生するだけでなく、同時または連続して発生する複合災害により、甚大な被害をもたらす可能性があることも想定しています。

1) 風水害等

● 水 害

本町においては、水害の発生が懸念される河川としては耳川があります。全国的にも近年の台風等による河川等の氾濫被害は甚大化しつつあり、河川の氾濫による大規模な水害の発生が懸念されます。

● 津波災害

本町は、若狭湾に面し長く海岸線を有しています。福井県津波浸水想定においても、特に影響が大きいと予測される波源についてシミュレーションを行い、早瀬付近で最大津波高約4.5mが予想されているなど、沿岸部において甚大な津波被害が発生するおそれがあります。

● 土砂災害

山林等が多くを占める本町の地形的特徴により、土砂災害警戒区域等が数多く分布しています。土砂災害が発生した場合には、建築物等の損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれがあります。

● 雪 害

本町は、「豪雪地帯対策特別措置法」（法律第73号）に基づく豪雪地帯に指定されており、大雪に見舞われた際は、倒木や停電、都市機能の阻害、交通の途絶、孤立などの雪害が発生するおそれがあります。

● 竜巻災害

本町においては、竜巻発生における大きな人的被害は無かったものの、過去に国内で発生した竜巻被害を踏まえると、発生のタイミングは突発的で、局所的な被害が生じるおそれがあります。

2) 地震・火災

2004（平成16）年の新潟県中越地震や2007（平成19）年及び2024（令和6）年の能登半島地震など、比較的近い場所で大規模地震が発生しており、本町においても大規模な地震やその後の地震火災が発生した場合、人的損害及び住家被害が発生するおそれがあります。

また、強風等による市街地での延焼火災、あるいは近年各地で発生している山林火災などについても、人的損害や住家被害及び自然環境の喪失などの被害が生じるおそれがあります。

3) その他


本計画は大規模自然災害を対象災害としていますが、本町は原子力発電所が立地していることから、原子力災害については国、県と連携し、適切な対策を講じていきます。

3. 上位計画及び関連計画

1) 福井県国土強靱化地域計画

■策定年月	2018（平成30）年10月<令和7年3月変更>																																																				
■計画の目的	2013（平成25）年12月に公布・施行された「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下「基本法」という。）第13条に基づき、本県の各種計画等において講じるべき防災、減災対策の指針として策定しています。																																																				
■基本目標・事前に備えるべき目標	<p>【基本目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 人命の保護が最大限図られる ② 県および社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること ③ 県民の財産および公共施設の被害の最小化 ④ 迅速な復旧復興 <p>【事前に備えるべき目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ ② 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ ③ 必要不可欠な行政機能を確保する ④ 経済活動を機能不全に陥らせない ⑤ 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる ⑥ 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する 																																																				
■起きてはならない最悪の事態	<table border="1"> <tr><td>1</td><td>大規模地震等による住宅・建物の倒壊による多数の死傷者の発生</td></tr> <tr><td>2</td><td>市街地での大規模火災の発生による多数の死傷者の発生</td></tr> <tr><td>3</td><td>大規模津波等による多数の死傷者の発生</td></tr> <tr><td>4</td><td>大雪による地域交通・輸送ルートの分断、住宅・建物等の倒壊による多数の死傷者の発生</td></tr> <tr><td>5</td><td>突発的または広域的な洪水・高潮に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生（ため池の損壊によるものや、防災インフラの破壊・機能不全等による洪水・高潮等に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む）</td></tr> <tr><td>6</td><td>大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生</td></tr> <tr><td>7</td><td>火山噴火や火山噴出物の流出等による多数の死傷者の発生</td></tr> <tr><td>8</td><td>警察、消防等実動機関の被災等による救助・救急活動の絶対的不足</td></tr> <tr><td>9</td><td>医療施設および関係者絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺</td></tr> <tr><td>10</td><td>劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生</td></tr> <tr><td>11</td><td>被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止</td></tr> <tr><td>12</td><td>多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生</td></tr> <tr><td>13</td><td>大規模な自然災害と感染症との同時発生</td></tr> <tr><td>14</td><td>被災による警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱</td></tr> <tr><td>15</td><td>県・市町の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下</td></tr> <tr><td>16</td><td>サプライチェーンの寸断等による経済活動の麻痺</td></tr> <tr><td>17</td><td>コンビナート・高圧ガス施設等の重要な産業施設の火災・爆発に伴う有害物質等の大規模拡散・流出</td></tr> <tr><td>18</td><td>農地・森林等の被害に伴う農土の荒廃・多面的機能の低下</td></tr> <tr><td>19</td><td>テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの障害により、インターネット・SNSなど、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態</td></tr> <tr><td>20</td><td>ライフライン（電気・上下水道、燃料等）の長期間にわたる機能停止</td></tr> <tr><td>21</td><td>交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響</td></tr> <tr><td>22</td><td>自然災害後の地域により良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態</td></tr> <tr><td>23</td><td>災害対応・復旧復興を支える人材等の不足等により復興できなくなる事態</td></tr> <tr><td>24</td><td>大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞等により復旧・復興が大幅に遅れる事態</td></tr> <tr><td>25</td><td>事業用地の確保、仮設住宅・仮設店舗・仮設事業所等の整備が進まず復旧・復興が大幅に遅れる事態</td></tr> <tr><td>26</td><td>貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失</td></tr> </table>	1	大規模地震等による住宅・建物の倒壊による多数の死傷者の発生	2	市街地での大規模火災の発生による多数の死傷者の発生	3	大規模津波等による多数の死傷者の発生	4	大雪による地域交通・輸送ルートの分断、住宅・建物等の倒壊による多数の死傷者の発生	5	突発的または広域的な洪水・高潮に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生（ため池の損壊によるものや、防災インフラの破壊・機能不全等による洪水・高潮等に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む）	6	大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生	7	火山噴火や火山噴出物の流出等による多数の死傷者の発生	8	警察、消防等実動機関の被災等による救助・救急活動の絶対的不足	9	医療施設および関係者絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺	10	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生	11	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止	12	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生	13	大規模な自然災害と感染症との同時発生	14	被災による警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱	15	県・市町の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下	16	サプライチェーンの寸断等による経済活動の麻痺	17	コンビナート・高圧ガス施設等の重要な産業施設の火災・爆発に伴う有害物質等の大規模拡散・流出	18	農地・森林等の被害に伴う農土の荒廃・多面的機能の低下	19	テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの障害により、インターネット・SNSなど、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態	20	ライフライン（電気・上下水道、燃料等）の長期間にわたる機能停止	21	交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響	22	自然災害後の地域により良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態	23	災害対応・復旧復興を支える人材等の不足等により復興できなくなる事態	24	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞等により復旧・復興が大幅に遅れる事態	25	事業用地の確保、仮設住宅・仮設店舗・仮設事業所等の整備が進まず復旧・復興が大幅に遅れる事態	26	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
1	大規模地震等による住宅・建物の倒壊による多数の死傷者の発生																																																				
2	市街地での大規模火災の発生による多数の死傷者の発生																																																				
3	大規模津波等による多数の死傷者の発生																																																				
4	大雪による地域交通・輸送ルートの分断、住宅・建物等の倒壊による多数の死傷者の発生																																																				
5	突発的または広域的な洪水・高潮に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生（ため池の損壊によるものや、防災インフラの破壊・機能不全等による洪水・高潮等に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む）																																																				
6	大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生																																																				
7	火山噴火や火山噴出物の流出等による多数の死傷者の発生																																																				
8	警察、消防等実動機関の被災等による救助・救急活動の絶対的不足																																																				
9	医療施設および関係者絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺																																																				
10	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生																																																				
11	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止																																																				
12	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生																																																				
13	大規模な自然災害と感染症との同時発生																																																				
14	被災による警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱																																																				
15	県・市町の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下																																																				
16	サプライチェーンの寸断等による経済活動の麻痺																																																				
17	コンビナート・高圧ガス施設等の重要な産業施設の火災・爆発に伴う有害物質等の大規模拡散・流出																																																				
18	農地・森林等の被害に伴う農土の荒廃・多面的機能の低下																																																				
19	テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの障害により、インターネット・SNSなど、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態																																																				
20	ライフライン（電気・上下水道、燃料等）の長期間にわたる機能停止																																																				
21	交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響																																																				
22	自然災害後の地域により良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態																																																				
23	災害対応・復旧復興を支える人材等の不足等により復興できなくなる事態																																																				
24	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞等により復旧・復興が大幅に遅れる事態																																																				
25	事業用地の確保、仮設住宅・仮設店舗・仮設事業所等の整備が進まず復旧・復興が大幅に遅れる事態																																																				
26	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失																																																				

2) 第六次美浜町総合振興計画

■策定年月	2026（令和8）年3月										
■計画の目的	町民との共創のもと、本町の自然や産業、食文化、歴史、スポーツ等の地域資源を生かしながら、住みたい・住み続けたいと思える、安全・安心で住みやすいまちの実現を目指し、今後10年間に於ける本町の進むべき方向とまちづくりや行財政運営の指針として、「美浜人口ビジョン」や主に人口減少対策や地域活性化に向けた施策を位置づける「美浜創生総合戦略」を包含しつつ策定したものです。										
■計画期間	2026（令和8）年度～2035（令和17）年										
■目標人口	 <p>● 目標人口 ● 令和22(2040)年 7,500人</p>										
■将来像	<p>まちの将来像</p> <p>ひと育み 未来に挑む 共創のまち</p> <p>～継承、進化する <small>うま</small> 美し美浜～</p>										
■国土強靱化に関連する基本目標	<p>基本目標5 共に「創る」安全安心な まち</p> <table border="1"> <tr> <td>5-1. 減災・防災対策の推進</td> </tr> <tr> <td>(1)デジタル技術を活用した災害情報収集・発信 (2)地域防災力の向上 (3)原子力防災対策の充実 (4)国民保護対策の充実</td> </tr> <tr> <td>5-2. 水道・下水道の整備</td> </tr> <tr> <td>(1)災害に強い上下水道施設の構築と発災時の体制強化 (2)水道事業の経営基盤強化 (3)下水道処理施設等の機能強化と生活環境の保全</td> </tr> <tr> <td>5-3. 町土保全対策の推進</td> </tr> <tr> <td>(1)河川砂防事業の推進 (2)急傾斜地等の崩壊防止対策の推進 (3)海岸保全対策の推進 (4)主要幹線道路の整備 (5)冬季の交通の確保</td> </tr> <tr> <td>5-4. 交通安全・防犯・消費者保護対策の推進</td> </tr> <tr> <td>(1)交通安全対策の推進 (2)防犯対策の推進 (3)消費者保護対策の推進</td> </tr> <tr> <td>5-5. 原子力安全確保対策の強化</td> </tr> <tr> <td>(1)国、県、事業者との連携の強化 (2)安全確保体制の強化 (3)原子力に対する情報提供と啓発 (4)エネルギーに対する理解醸成</td> </tr> </table>	5-1. 減災・防災対策の推進	(1)デジタル技術を活用した災害情報収集・発信 (2)地域防災力の向上 (3)原子力防災対策の充実 (4)国民保護対策の充実	5-2. 水道・下水道の整備	(1)災害に強い上下水道施設の構築と発災時の体制強化 (2)水道事業の経営基盤強化 (3)下水道処理施設等の機能強化と生活環境の保全	5-3. 町土保全対策の推進	(1)河川砂防事業の推進 (2)急傾斜地等の崩壊防止対策の推進 (3)海岸保全対策の推進 (4)主要幹線道路の整備 (5)冬季の交通の確保	5-4. 交通安全・防犯・消費者保護対策の推進	(1)交通安全対策の推進 (2)防犯対策の推進 (3)消費者保護対策の推進	5-5. 原子力安全確保対策の強化	(1)国、県、事業者との連携の強化 (2)安全確保体制の強化 (3)原子力に対する情報提供と啓発 (4)エネルギーに対する理解醸成
5-1. 減災・防災対策の推進											
(1)デジタル技術を活用した災害情報収集・発信 (2)地域防災力の向上 (3)原子力防災対策の充実 (4)国民保護対策の充実											
5-2. 水道・下水道の整備											
(1)災害に強い上下水道施設の構築と発災時の体制強化 (2)水道事業の経営基盤強化 (3)下水道処理施設等の機能強化と生活環境の保全											
5-3. 町土保全対策の推進											
(1)河川砂防事業の推進 (2)急傾斜地等の崩壊防止対策の推進 (3)海岸保全対策の推進 (4)主要幹線道路の整備 (5)冬季の交通の確保											
5-4. 交通安全・防犯・消費者保護対策の推進											
(1)交通安全対策の推進 (2)防犯対策の推進 (3)消費者保護対策の推進											
5-5. 原子力安全確保対策の強化											
(1)国、県、事業者との連携の強化 (2)安全確保体制の強化 (3)原子力に対する情報提供と啓発 (4)エネルギーに対する理解醸成											

3) 美浜町地域防災計画

■策定年月	2025（令和7）年5月
■計画の目的	災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、町防災会議が作成する計画であり、災害予防、災害応急対策及び災害復旧の諸事項を定め、町の地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的としています。
■地域防災計画の位置づけ	<p>計画は「一般災害対策計画」、「震災対策計画」、「原子力災害対策計画」の3つに分かれており、災害の予防や応急対策、復旧等の計画を定めています。</p> <pre> graph LR A[美浜町地域防災計画] --- B[一般災害対策計画] A --- C[震災対策計画] A --- D[原子力災害対策計画] B --- E[関係資料] C --- E D --- F[原子力防災資料] </pre>

■津波被害想定

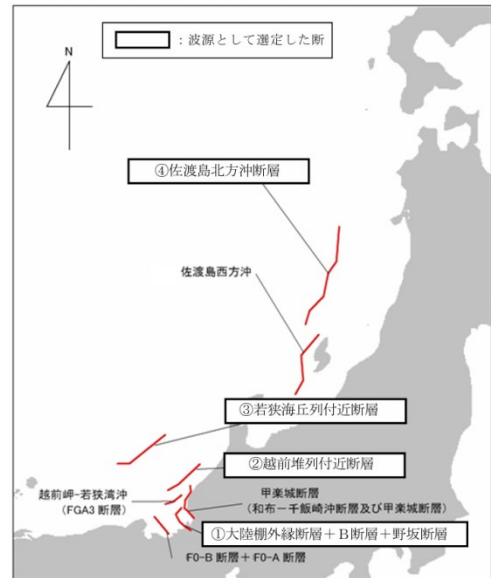
表. 波源別本町沿岸部までの最大津波高

	①野坂、B及び大陸棚外縁断層	②越前堆列付近断層	③若狭海丘列付近断層	④佐渡島北方沖断層
丹生	2.14	3.00	3.13	3.83
竹波	2.20	2.27	3.42	2.42
菅浜	2.13	2.80	3.40	2.71
北田	2.44	2.38	3.02	2.28
佐田	2.70	2.34	2.87	2.77
山上	2.55	2.07	2.92	2.31
坂尻	2.47	2.46	5.81	2.50
和田	2.53	2.28	3.51	2.21
郷市	2.43	2.00	3.32	2.09
松原	2.50	2.16	3.42	2.43
久々子	2.58	2.24	2.95	2.16
早瀬	3.09	2.68	3.85	2.97
日向	2.80	2.80	4.88	2.80

表. 波源別本町までの津波到達時間一覧

	①野坂、B及び大陸棚外縁断層		②越前堆列付近断層		③若狭海丘列付近断層		④佐渡島北方沖断層	
	第一波到達時間(分)	最大波高到達時間(分)	第一波到達時間(分)	最大波高到達時間(分)	第一波到達時間(分)	最大波高到達時間(分)	第一波到達時間(分)	最大波高到達時間(分)
丹生	2	5	23	23	34	36	81	142
竹波	7	39	27	28	39	40	86	164
菅浜	8	15	28	28	39	41	86	166
北田	13	89	33	81	44	45	92	170
佐田	14	89	35	180	46	47	93	171
山上	14	89	35	178	46	47	93	171
坂尻	10	15	30	31	41	43	88	173
和田	11	16	31	73	42	44	87	184
郷市	12	17	32	74	43	45	89	210
松原	12	17	32	72	43	45	88	130
久々子	11	17	31	37	42	45	90	212
早瀬	8	13	28	28	39	41	86	180
日向	6	6	24	24	35	37	81	141

図. 福井県による津波シミュレーション波源選定断層






[出典：美浜町地域防災計画
＜第2編 震災対策計画＞]

4) 美浜町都市計画マスタープラン



■策定年月	2011（平成23）年9月
■計画の目的	都市計画法第18条の2に位置づけられる「市町村の都市計画に関する基本的な方針」であり、第四次美浜町総合振興計画などを踏まえて、美浜町における都市の将来像や土地利用などの基本方向を明らかにするとともに、地域毎のまちづくりの方針を定めることにより、町における今後のまちづくりの総合的な指針となるものです。
■計画期間	2011（平成23）年度～2030（令和12）年度
■将来都市構造	

将来都市構造（目指すまちの骨格的な姿）

基本的な土地利用の考え方（ベースとなる土地利用）

市街地地域		生活の利便性を高めるとともに、既成市街地の再編、基盤整備と一体となった宅地化促進などにより、コンパクトで住みやすい生活空間を創出します。
田園地域		本町を特徴づける景観要素として適切に維持・保全を図るとともに、農村集落は、昔ながらの良好な集落環境を維持しつつ、田園風景との調和を図ります。
森林地域		眺望景観の対象として、また、水源涵養や災害防止など、緑が有する多面的な機能に配慮しつつ、調和の取れた保全と活用を進めます。

多様な交流を支える軸づくり

広域連携軸		広域的な人や物の流れを支える広域連携軸として位置づけ、整備促進、機能強化を図ります。
地域間連携軸		隣接都市間、都市内の連携を強化する軸として位置づけ、広域的な連携や生活拠点との連携、地域間連携を促進する機能の強化を図ります。

個性ある拠点づくり

生活拠点		多様なサービス機能が集積する生活拠点として、より一層の機能集積を目指します。
産業拠点		周辺環境との調和に配慮しながら、活力ある操業環境を創出します。
健康福祉拠点		住民の健康維持・増進の拠点として、誰もが訪れやすく利用しやすい空間づくりを目指します。
アグリ交流拠点		地域の農業との連携を図りつつ、環境保全型農業の研究・交流の拠点にふさわしい空間形成を図ります。
スポーツ交流拠点		誰もがいろいろな目的で楽しめるスポーツ・レクリエーションの拠点として、機能充実を目指します。
歴史文化拠点		歴史・文化を後世に継承するための魅力ある空間の維持・形成を図ります。
水と緑の拠点		アクセス性の向上や機能充実、周辺環境と一体となった良好な景観づくり、視点場づくりを目指します。
親水交流エリア		身近に水に親しむとともに、人と人との新しい交流が生まれる空間として、誰もが集いやすい環境づくりを目指します。



【将来都市構造図】

5) 美浜町立地適正化計画

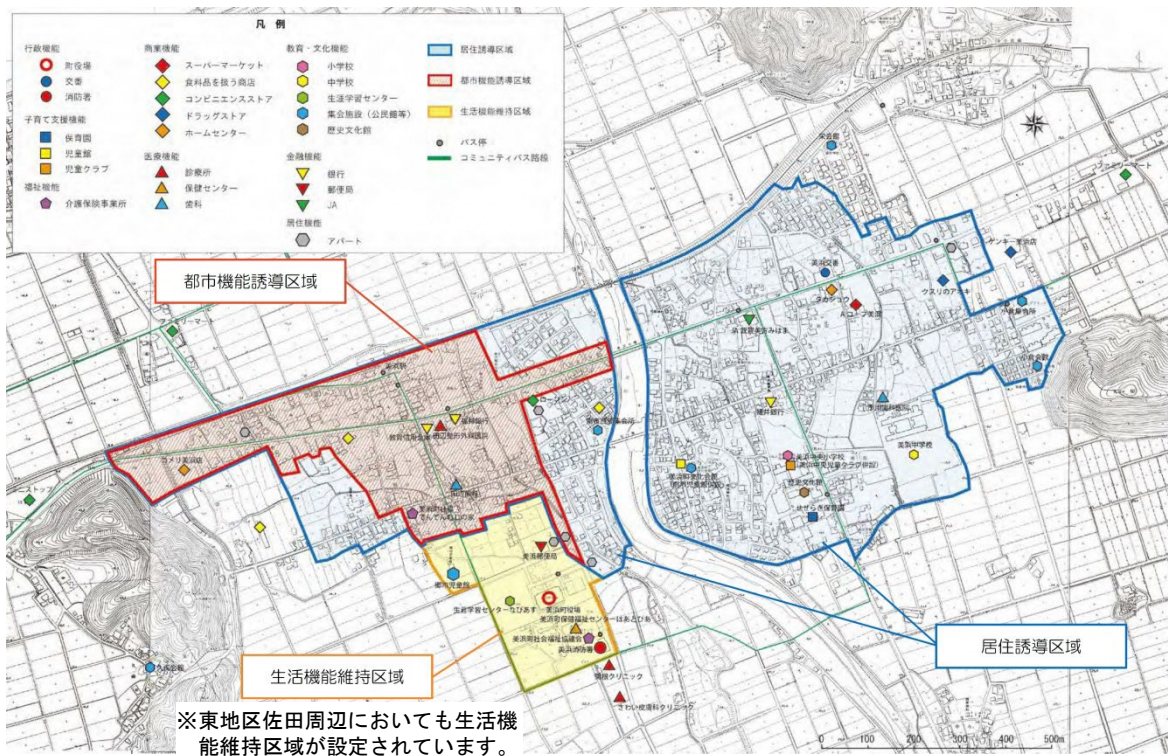
■策定年月	2019（平成31）年3月
■計画の目的	<p>少子高齢化が進行する本町において、高齢者や子育て世代にとって、安心できる健康で快適な生活環境の実現や持続可能な都市経営を可能とするため、『コンパクト・プラス・ネットワーク』のまちづくりをめざす立地適正化計画を策定し、人口減少によるコミュニティの衰退や集落生活圏の生活サービスの確保などの課題について、効率的な居住機能や都市機能の誘導を進め、コンパクトシティの形成に向けたまちづくりに取り組んでいくことを目的としています。</p>
■目標年次	2019（平成31）年度～2040（令和22）年度
■まちづくりの基本理念	

地域と人々がつながり、いきいきと暮らせる にぎわいのまち 美浜

豊かな自然環境、歴史や文化といった地域資源を活かした拠点づくりを推進し、にぎわいにあふれる都市空間の形成を目指します。

鉄道や路線バスの利用圏を基本とした区域に居住を誘導し、人口密度や公共交通ネットワークを維持することにより、JR 美浜駅を核とする中心部と周辺住宅地や集落地が利便性の高い公共交通網で結ばれ、医療・福祉、子育て、商業などの生活サービスを受用することができる、誰もが暮らしやすいまちづくりを目指します。

■居住誘導区域等の設定

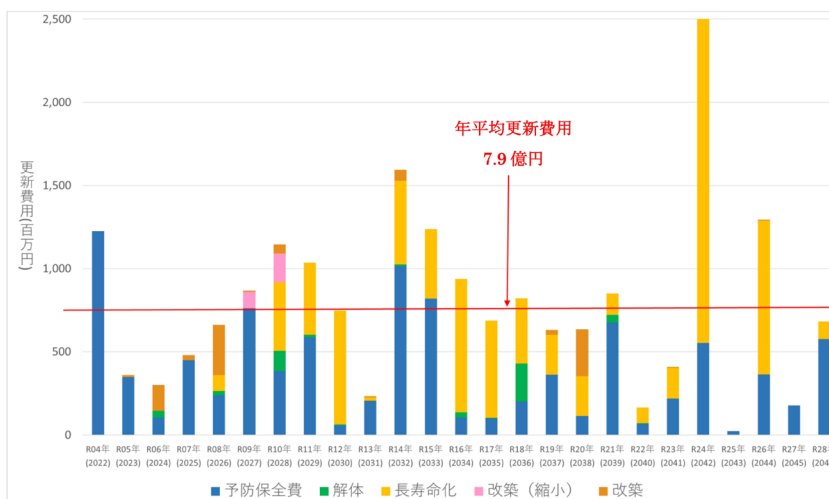


6) 美浜町公共施設等総合管理計画

■策定年月	2017（平成29）年3月<令和4年3月改訂>
■計画の目的	公共施設等の適正配置と計画的な保全を推進することで持続可能な町民サービスを提供するため、人口減少や少子高齢化、財政状況などの課題や制約を踏まえた上で、本町の公共施設の現況を勘案した公共施設等のあり方など基本的な方針を定めています。
■目標年次	2017（平成29）年度～2046（令和28）年度の30年間
■将来の更新費用試算	

【将来の公共施設の更新費用の推計（令和4年度～令和28年度）】

種別	25年間の総額	年平均
公共施設	196.8億円	7.9億円



■行政系施設の概要と基本的な方針と維持管理・更新に係る経費見込みの試算

美浜町役場は適切な修繕・改修を行い、今後も維持していきませんが、将来建替の際には縮小を検討します。佐田出張所は適切な修繕・改修を行い、今後も維持していきませんが、行政窓口の廃止を検討するとともに、公民館機能については地域のニーズに対応するため移転を視野に入れた検討をしていきます。その他の施設は、行政サービスや防災に必要な施設であり、当面、現状の施設数を維持します。

(単位:百万円)

施設コード	施設名	建物名	更新方針	更新年	当初更新 予想額(A)	長寿命化 対策等(B)	予防保全費 (C)	差額 (A-B-C)	削減率	維持管理費	財源
09010101	美浜町役場	役場庁舎	長寿命化	R24	1,977	1,714	1,646	-1,473	-66.2%	72	
09010102		役場別棟	長寿命化	R12	248	215	123				
09010201	美浜町佐田出張所	庁舎(出張所)	維持	R32	22	0	19	3	13.6%	1	
09020201	防災倉庫	防災倉庫	維持	R35	42	0	26	16	38.1%	2	
09020301	美浜町水防倉庫	水防倉庫	改築	R14	26	51	6	-31	-119.2%	0	
09020401	美浜町竹波原子力防災センター	原子力防災センター	維持	R45	45	0	56	-11	-24.4%	4	
09020501	清掃管理所	作業員休憩室	譲渡	R04	203	0	0	203	100.0%	2	
合計					2,563	1,980	1,876	-1,293	-	81	0

※公共施設個別施設計画では、「09010201 美浜町佐田出張所」の更新方針は「長寿命化」となっていますが、更新年が本計画期間(R28)以降であるため、本計画では更新方針を「維持」とし、長寿命化対策等の費用は計上していません。

第3章 基本的な考え方

1. 基本目標及び事前に備えるべき目標

国基本計画、県地域計画との調和を図るため、下記の4つの「基本目標」と6つの「事前に備えるべき目標」を設定します。

1-1 基本目標

- ① 人命の保護が最大限図られること
- ② 町及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③ 町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④ 迅速な復旧復興

1-2 事前に備えるべき目標

- ① 人命の保護
- ② 救助・救急、医療活動等の迅速な対応
- ③ 必要不可欠な行政機能の確保
- ④ 経済活動の維持
- ⑤ 情報通信サービス、ライフライン（電気、上下水道、交通網、燃料等）の確保及び早期復旧
- ⑥ 迅速な再建・回復

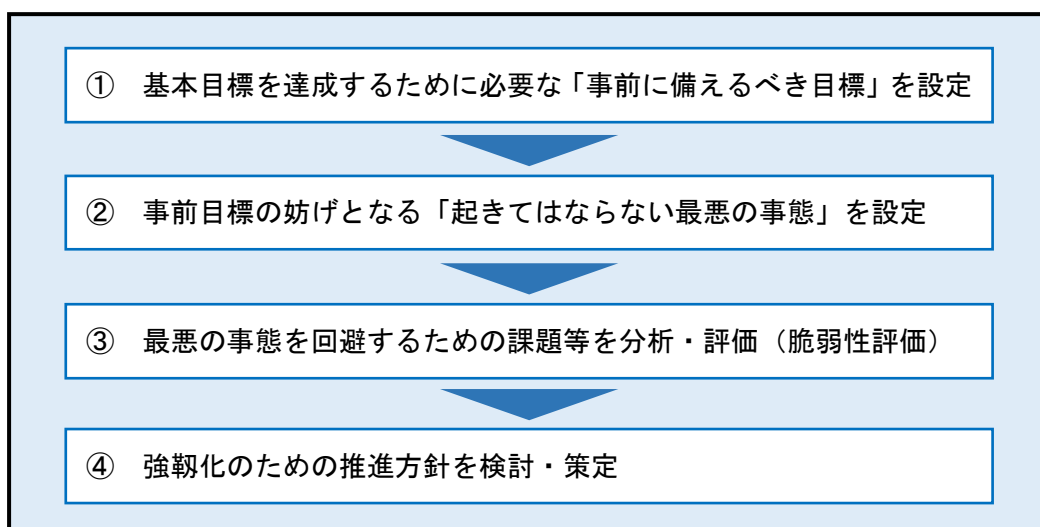
第4章 推進方針策定に向けた基本的な考え方

1. 脆弱性評価の考え方

国基本計画、県地域計画では、国土強靱化基本法第17条第1項の規定に基づき、大規模自然災害等に対する脆弱性の分析・評価（以下「脆弱性評価」という。）の結果を踏まえ、国土強靱化に必要な施策の推進方針が定められています。

本計画の策定においても、以下の手順により脆弱性評価を行い、強靱化のための推進方針を策定します。

■ 脆弱性評価の手順



2. 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

国基本計画で定められている35項目の「リスクシナリオ」に基づき、県地域計画や本町の地域特性を踏まえ、以下の20項目を「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」として設定しました。

■ 事前に備えるべき目標及びリスクシナリオ

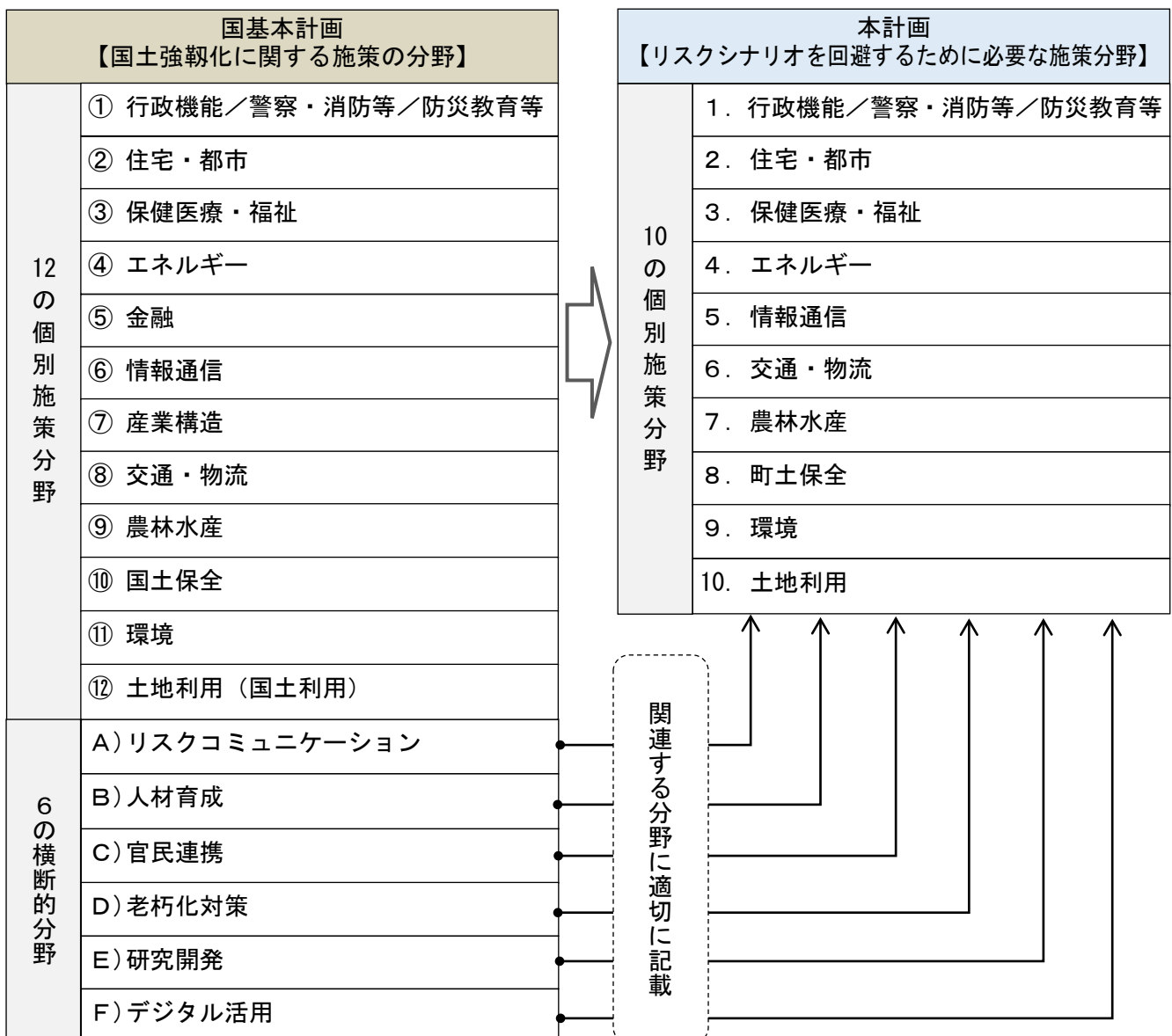
事前に備えるべき目標		リスクシナリオ	
1	人命の保護	1-1	大規模地震等による住宅・建物の倒壊による多数の死傷者の発生
		1-2	市街地での大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
		1-3	大規模津波等による多数の死傷者の発生
		1-4	突発的または広域的な洪水・高潮に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生（ため池の損壊によるものや、防災インフラの破壊・機能不全等による洪水・高潮等に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む）
		1-5	大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生
		1-6	大雪による地域交通・輸送ルートへの分断、住宅・建物等の倒壊による多数の死傷者の発生
2	救助・救急、医療活動等の迅速な対応	2-1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
		2-2	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
		2-3	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺
		2-4	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
3	必要不可欠な行政機能の確保	3-1	町職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4	経済活動の維持	4-1	サプライチェーンの寸断等による経済活動の麻痺
		4-2	農地・森林等の荒廃による町土の荒廃・多面的機能の低下
5	情報通信サービス、ライフライン（電気、上下水道、交通網、燃料等）の確保及び早期復旧	5-1	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止
		5-2	情報伝達の不備や危機意識の不足等による避難行動の遅れで死傷者が拡大
		5-3	ライフライン（電気、上下水道、燃料等）の長期間にわたる機能停止
		5-4	地域交通ネットワークが分断する事態
6	迅速な再建・回復	6-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		6-2	災害対応・復旧復興を支える人材等の不足等により復興できなくなる事態
		6-3	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

3. リスクシナリオを回避するために必要な施策分野の設定

国基本計画において設定された施策分野に留意しつつ、ハード・ソフト対策の適切な組み合わせや、地域社会・経済の強靱化、一体的・効果的な取組の推進などの視点を総合的に勘案し、本計画におけるリスクシナリオを回避するために必要な施策分野について、県地域計画との調和及び県土全体の一体的強靱化を図るため、下記1～10のとおり設定します。

また、国基本計画における6つの横断的分野については、関連する各施策分野に応じ、推進方針に位置づけるものとします。

■ 国基本計画と本計画の施策分野



第5章 リスクシナリオごとの脆弱性評価と推進方針及び重要業績評価指標

1. 人命の保護

1-1 大規模地震等による住宅・建物の倒壊による多数の死傷者の発生

1. 行政機能／警察・消防等／防災教育等

※関連する施策分野を示します。(以下同様)

①消防の救助体制の強化（敦賀美方消防組合、総務課）	
＜脆弱性評価＞	＜推進方針＞
○災害時の対応能力強化のため、敦賀美方消防組合が進める消防施設及び消防車両の整備や資機材等の購入を支援していく必要がある。	○敦賀美方消防組合が進める消防施設及び消防車両の整備や資機材等の購入を支援する。
②消防団の整備（敦賀美方消防組合、総務課）	
＜脆弱性評価＞	＜推進方針＞
○消防団を中核とした地域防災力の充実強化を図るため、消防団の人員確保及び装備品の整備等を支援していく必要がある。	○消防団の人員確保及び装備品の整備等を支援する。
③自主防災組織の整備（エネルギー政策課）	
＜脆弱性評価＞	＜推進方針＞
○平常時における予防的活動、災害時における地域の減災活動が適切に実施される環境を整備するため、自主防災組織の結成促進や育成指導を図る必要がある。	○自主防災組織の活動を支援し、地域の防災意識の向上を図るとともに、自助・共助による地域防災体制の構築を促進する。

2. 住宅・都市

①木造住宅の耐震診断、耐震改修の促進（土木建築課）	
＜脆弱性評価＞	＜推進方針＞
○旧耐震基準で建築された木造住宅に居住している町民に対して、耐震化の必要性と支援制度の周知を強化する必要がある。	○旧耐震基準で建設された木造住宅に居住している町民に対して、耐震化の必要性と支援制度の周知を強化し、耐震化を促進する。
②町営住宅の改修（土木建築課）	
＜脆弱性評価＞	＜推進方針＞
○住宅セーフティネットの根幹を担う町営住宅を適切に管理する必要がある。	○美浜町公営住宅等長寿命化計画に基づき、町営住宅の適切な管理を推進する。

③老朽危険空き家対策（土木建築課）	
＜脆弱性評価＞	＜推進方針＞
○大規模地震により倒壊する危険性がある老朽危険空き家の除却を推進する必要がある。	○町民の安全・安心を確保するために、倒壊のおそれのある老朽危険空き家等の除却を支援する。
④無電柱化の推進（土木建築課）	
＜脆弱性評価＞	＜推進方針＞
○避難路の無電柱化を検討し、避難路の通行を妨げないための取組を推進する必要がある。	○災害時に救急活動や避難の妨げとならないよう避難路の無電柱化を検討し、計画的に無電柱化を推進する。
⑤集会所（避難所）の耐震診断の推進（土木建築課）	
＜脆弱性評価＞	＜推進方針＞
○旧耐震基準で建築された集会所（避難所）の耐震化の必要性と支援制度の周知を強化する必要がある。	○旧耐震基準で建築された集会所（避難所）について、耐震化の必要性と支援制度の周知を強化し、耐震化を促進する。
⑥避難所（学校施設）の非構造部材の耐震化（教育総務課）	
＜脆弱性評価＞	＜推進方針＞
○地震発生時に避難所となる小学校体育館等について、適切に利用が図られるよう窓ガラスの飛散防止対策等、非構造部材の耐震化を講じる必要がある。	○拠点避難所に位置付けられている小学校体育館等について、窓ガラスの飛散防止対策等、非構造部材の耐震化を推進する。
⑦学校施設の長寿命化（教育総務課）	
＜脆弱性評価＞	＜推進方針＞
○老朽化が進む学校施設は安全性の低下が懸念されており、災害時の脆弱さが顕著となる可能性がある。さらに、設備の老朽化は学習環境の質を損ね、生徒の安全や快適性に悪影響を及ぼす。また、修繕費や改修費の負担増加が問題であり、長寿命化の計画が必要となっている。	○老朽化した学校施設の長寿命化に向け、耐震性や安全性を確保しつつ、計画的な修繕・改修を推進する。脆弱性評価等を行いながら効率的な管理計画立案を検討し、予算の適正配分や環境負荷軽減を図りながら安全で持続可能な教育環境の実現を目指す。

■ リスクシナリオ1-1に対する目標の設定

重要業績評価指標（KPI）	現状値（R7）	目標値（R12）	担当課
自主防災組織数	24 集落	30 集落	エネルギー政策課
特定空き家解体制度利用者件数（累計）	19 件	24 件	土木建築課
無電柱化の路線延長（累計）	80m	260m	土木建築課
集会所耐震診断件数（累計）	1 件	2 件	土木建築課

1-2 市街地での大規模火災の発生による多数の死傷者の発生

1. 行政機能／警察・消防等／防災教育等

①消防の救助体制の強化（敦賀美方消防組合）【再掲】	
＜脆弱性評価＞	＜推進方針＞
○災害時の対応力強化のため、敦賀美方消防組合が進める消防施設及び消防車両の整備を支援していく必要がある。	○敦賀美方消防組合が進める消防施設及び消防車両の整備を支援する。
②防火意識の高揚（敦賀美方消防組合）	
＜脆弱性評価＞	＜推進方針＞
○市街地での大規模火災の発生を防止するため、町民の防火意識の高揚を図る必要がある。	○町民の防火意識の高揚を図るため、住宅用防火・防災機器等の設置及び維持に関する広報や、住宅防火診断等の促進を支援する。
③消防団の整備（敦賀美方消防組合）【再掲】	
＜脆弱性評価＞	＜推進方針＞
○消防団を中核とした地域防災力の充実強化を図るため、消防団の人員確保及び装備品の整備等を支援していく必要がある。	○消防団の人員確保及び装備品の整備等を支援する。
④自主防災組織の育成（エネルギー政策課）【再掲】	
＜脆弱性評価＞	＜推進方針＞
○自主防災組織の結成促進や育成指導を図り、自助・共助による地域防災の体制を構築する必要がある。	○自主防災組織の活動を支援し、地域の防災意識の向上と、自助・共助による地域防災体制の構築を促進する。

■ リスクシナリオ 1-2 に対する目標の設定

重要業績評価指標（KPI）	現状値（R7）	目標値（R12）	担当課
自主防災組織数【再掲】	24 集落	30 集落	エネルギー政策課

1-3 大規模津波等による多数の死傷者の発生

1. 行政機能／警察・消防等／防災教育等

①津波対策の周知（エネルギー政策課）

<脆弱性評価>	<推進方針>
○防災ハンドブックやハザードマップを活用して、町民に防災情報の収集・伝達の方法や避難行動等について周知するとともに、津波災害に係る研修会を開催し、津波災害に対する危機管理意識の向上を図る必要がある。	○防災ハンドブックやハザードマップを活用して、町民に防災情報の収集・伝達の方法や避難行動等について周知するとともに、津波災害に係る研修会を開催し、津波災害に対する危機管理意識の向上を図る。

6. 交通・物流

①橋梁の維持管理（土木建築課）

<脆弱性評価>	<推進方針>
○津波避難路上の橋梁の安全性を確保するため、橋梁長寿命化修繕計画の中で点検を実施し、必要に応じて修繕等を行うとともに、適正に維持管理を行う必要がある。	○津波避難路上の町道の橋梁について、橋梁長寿命化修繕計画に基づき点検を実施し、必要に応じて修繕等を行うとともに、適正に維持管理を行う。

7. 農林水産

8. 町土保全

①海岸保全施設の維持管理（産業政策課）

<脆弱性評価>	<推進方針>
○大規模地震及び台風による津波・高潮の被害を軽減するため、海岸線や漁港外郭施設等について対策を講じる必要がある。	○大規模地震及び大型台風発生時の津波や、高潮による被害を軽減するため、県が行う海岸保全施設整備事業の促進を図る。

■リスクシナリオ1-3に対する目標の設定

重要業績評価指標（KPI）	現状値（R7）	目標値（R12）	担当課
橋梁修繕工事完了基数（累計）	20基	25基	土木建築課

1-4

突発的または広域的な洪水・高潮に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生（ため池の損壊によるものや、防災インフラの破壊・機能不全等による洪水・高潮等に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む）

1. 行政機能／警察・消防等／防災教育等

①風水害対策の周知（エネルギー政策課）

<脆弱性評価>	<推進方針>
<p>○町民に防災情報の収集・伝達の方法や避難行動等について周知するとともに、風水害対策に係る研修会を開催し、風水害に対する危機管理意識の向上を図る必要がある。</p>	<p>○防災ハンドブックやハザードマップを活用して、町民に防災情報の収集・伝達の方法や避難行動等について周知するとともに、風水害対策に係る研修会を開催し、風水害に対する危機管理意識の向上を図る。</p>

2. 住宅・都市

8. 町土保全

①河川整備（土木建築課）

<脆弱性評価>	<推進方針>
<p>○集中豪雨等に伴う大規模水害等を未然に防ぐため、河川・水路整備等を実施するとともに、県が実施する2級河川（耳川等）の河川改修事業の促進を図る必要がある。</p>	<p>○集中豪雨等に伴う大規模水害等を未然に防ぐため、河川・水路整備等を実施するとともに、2級河川（耳川等）の河川改修事業の早期完成を県に要望する。</p>

5. 情報通信

①緊急時の迅速な避難促進（土木建築課）

<脆弱性評価>	<推進方針>
<p>○台風、集中豪雨等による被害を防止するために、ため池の状況を把握する必要がある。</p>	<p>○緊急時に迅速な避難が行えるよう、ため池の水位状況を水位計とカメラにより監視できるシステムを導入する。</p>

7. 農林水産

8. 町土保全

①治水対策の推進（土木建築課）	
＜脆弱性評価＞	＜推進方針＞
○農地などへの水害を未然に防ぐため、老朽化したため池等を速やかに改修する必要がある。	○ため池等の所有者や管理者と協議し、緊急性の高い順に、改修等の対策を行う。
②雨水貯留浸透機能の向上（産業政策課）	
＜脆弱性評価＞	＜推進方針＞
○農村地域の防災・減災機能の向上として、頻発・激甚化する自然災害に対応する流域治水で水田の雨水貯留機能を利用して大雨時に排水路に流れる水の量を抑制する田んぼダムの推進を図る必要がある。	○農村地域の防災・減災機能の向上として、頻発・激甚化する自然災害に対応する流域治水で水田の雨水貯留機能を利用して大雨時に排水路に流れる水の量を抑制する田んぼダムを推進する。

■ リスクシナリオ1-4に対する目標の設定

重要業績評価指標（KPI）	現状値（R7）	目標値（R12）	担当課
浚渫事業実施件数	1箇所／年	1箇所／年	土木建築課

1-5 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生

1. 行政機能／警察・消防等／防災教育等

①土砂災害対策の周知（エネルギー政策課）	
＜脆弱性評価＞	＜推進方針＞
○町民に防災情報の収集・伝達の方法や避難行動等について周知するとともに、土砂災害対策に係る研修会を開催し、土砂災害に対する危機管理意識の向上を図る必要がある。	○防災ハンドブックやハザードマップを活用して、町民に防災情報の収集・伝達の方法や避難行動等について周知するとともに、土砂災害対策に係る研修会を開催し、土砂災害に対する危機管理意識の向上を図る。

2. 住宅・都市 8. 町土保全

①土砂災害対策の推進（土木建築課）	
＜脆弱性評価＞	＜推進方針＞
○新たに土砂災害の危険性が高まっている地域における県の再調査による土砂災害警戒区域の追加指定や、急傾斜地の崩壊防止などの対策を図る必要がある。	○県が実施する砂防対策等の促進を図るとともに、県及び町が実施する土砂災害危険箇所対策を計画的に実施する。

7. 農林水産 8. 町土保全

①森林整備の支援（産業政策課）	
＜脆弱性評価＞	＜推進方針＞
○森林が持つ水源涵養機能をより発揮し、土砂災害の防止や被害軽減を図るため、間伐、植林等の森林整備を促進する必要がある。	○土砂災害の防止や被害軽減を図るため、森林が持つ水源涵養機能をより発揮し、森林組合や自伐林家による間伐、植林等の森林整備を支援する。

■ リスクシナリオ1-5に対する目標の設定

重要業績評価指標（KPI）	現状値（R7）	目標値（R12）	担当課
急傾斜地保全対策事業実施件数	1件	1件	土木建築課

2. 住宅・都市

①町の除雪機械更新及び除雪協力事業者への補助（土木建築課）		
＜脆弱性評価＞	→	＜推進方針＞
○除雪路線に降り積もった雪を迅速に除雪し、安全な通行を確保するため、十分な除雪能力を確保する必要がある。		○町が所有している除雪機械の計画的な更新及び除雪協力事業者の除雪機械更新等の支援を行う。
②除雪車両基地の修繕・改修（土木建築課）		
＜脆弱性評価＞	→	＜推進方針＞
○除雪機械を安全に保管し、速やかな出動や機械の長寿命化を図るため、老朽化した除雪車両基地を修繕・改修する必要がある。		○老朽化した除雪車両基地を修繕・改修し、除雪機械を安全に保管し、速やかな出動や機械の長寿命化を図る。
③道路交通網の確保（土木建築課）		
＜脆弱性評価＞	→	＜推進方針＞
○大雪時の輸送ルートの確実な確保に向け、関係機関による広域的な除雪の連携・迅速な通行規制などの強化を図る必要がある。		○事前の広域的な除雪体制の構築や通行規制の実施など、各道路管理者である国や県、NEXCO中日本などと連携を強化して、迅速な対応を要請する。
④消雪装置の設置（土木建築課）		
＜脆弱性評価＞	→	＜推進方針＞
○大雪時の道路交通網の確保のため、道幅の狭い幹線道路に消雪設備の整備を推進する必要がある。		○大雪時の道路交通網の確保のため、道幅の狭い幹線道路に消雪設備の整備を推進する。
⑤老朽危険空き家対策（土木建築課）		
＜脆弱性評価＞	→	＜推進方針＞
○倒壊により道路を閉塞する恐れのある空き家の除却を推進する必要がある。		○関係機関と連携して、倒壊のおそれのある空き家の除却を支援する。

5. 情報通信

①降雪時の路面状況や除雪関連情報の随時発信（土木建築課）

<脆弱性評価>	<推進方針>
○道路交通の安全を確保するため、路面状況、除雪状況の情報伝達の強化を図る必要がある。	○各地に設置された道路監視カメラの画像、積雪情報及び除雪状況をインターネットで発信する。

■リスクシナリオ1－6に対する目標の設定

重要業績評価指標（KPI）	現状値（R7）	目標値（R12）	担当課
消雪設備設置延長（累計）	0m	2,200m	土木建築課
特定空き家解体制度利用者件数（累計）【再掲】	19件	24件	土木建築課

2. 救助・救急、医療活動等の迅速な対応

2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

1. 行政機能／警察・消防等／防災教育等

①飲料水、食料品、生活必需品等の備蓄・調達体制の確立（エネルギー政策課）

<脆弱性評価>	<推進方針>
<ul style="list-style-type: none"> ○物資供給、物資調達に関して確実性を高めるため、各種団体と締結している災害時応援協定の実効性を向上させるとともに、民間事業者との協定締結をより一層進める必要がある。 ○妊婦や乳幼児、アレルギー児など要配慮者を考慮し、備蓄品を充実させる必要がある。 ○避難所における暑さ、寒さ対策をはじめ、快適なトイレ環境の確保、温かい食事の提供、入浴環境などを確保し、避難所における避難生活の抜本的な改善を図る必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ○災害発生時の物資供給、物資搬送に関して、各種団体や民間事業者と協定を締結するなど連携強化に努める。 ○食料や飲料水、生活必需品等備蓄品の充実を図る。 ○避難所の生活環境を抜本的に改善するため、暑さ寒さ対策資機材や、トイレ、キッチン、ベッドをはじめとした防災資機材の確保・配置を図る。これらの資機材は、地域経済の活性化や住民の防災意識の浸透等に向けた平時の利活用も検討する。

6. 交通・物流

①橋梁の維持管理（土木建築課）

<脆弱性評価>	<推進方針>
<ul style="list-style-type: none"> ○避難所への物資供給を確保するため、町が管理する橋梁について、適正に維持管理する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ○避難所への物資供給を確保するため、町が管理する橋梁について、橋梁個別施設計画に基づき、適正に維持管理を行う。

■ リスクシナリオ2-1に対する目標の設定

重要業績評価指標（KPI）	現状値（R7）	目標値（R12）	担当課
橋梁修繕工事完了基数（累計）【再掲】	20基	25基	土木建築課

2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

1. 行政機能／警察・消防等／防災教育等

①自主防災組織の育成（エネルギー政策課）

<脆弱性評価>	<推進方針>
○自主防災組織の結成促進や育成指導を図り、自助・共助による地域防災の体制を構築する必要がある。	○自主防災組織の活動を支援し、地域の防災意識の向上と、自助・共助による地域防災体制の構築を促進する。

②災害協定締結の推進（エネルギー政策課）

<脆弱性評価>	<推進方針>
○各種団体との災害協定の締結を推進し、災害発生時にも速やかに孤立集落までの経路を啓開できる体制を構築する必要がある。	○各種団体との災害協定の締結を推進し、災害発生時にも速やかに孤立集落までの経路を啓開できる体制の構築に努める。

3. 保健医療・福祉

①避難行動要支援者への対応（健康福祉課）

<脆弱性評価>	<推進方針>
○要配慮者のうち、災害時の避難等に特に支援を要する避難行動要支援者に対し、迅速で円滑な支援が可能となるよう、地域による避難支援体制の構築と、対象者を掲載した名簿の作成・活用などの対策を促進するため、相談支援専門員や介護支援専門員などの福祉の専門職にも協力を依頼していく必要がある。	○地域による、避難行動要支援者に対する見守り活動などの取組を支援するとともに、福祉専門職へ協力を依頼し個別避難計画の内容を充実させていく。

6. 交通・物流

① 緊急輸送道路等の機能確保（土木建築課）

<脆弱性評価>	<推進方針>
<p>○自然災害等により、交通ネットワークの断絶が及ぼす中山間地域の孤立を防ぐため、町が管理する緊急輸送道路等の耐災害性の向上や、維持管理、橋梁の長寿命化を推進する必要がある。</p> <p>○現在、緊急輸送道路・避難道路等は、東西方向に通じる道路のみであり、緊急輸送道路・避難道路等の多重化・強靱化を図るため南北方向で通行することが可能となる道路整備を推進する必要がある。</p>	<p>○町が管理する緊急輸送道路等の耐災害性の向上や、維持管理、橋梁の長寿命化を推進する。</p> <p>○孤立する可能性がある集落の避難道路の確保のため、南北方向に通行することが可能となる美浜・高島道路の整備について、国・県や関係機関に働きかけ、早期の道路整備を目指す。</p>

② 緊急輸送等の機能確保（エネルギー政策課）

<脆弱性評価>	<推進方針>
<p>○孤立する恐れのある集落への輸送手段を確保するとともに、緊急輸送時の体制を構築する必要がある。</p>	<p>○孤立する可能性がある集落への輸送手段として、ヘリコプターの利用や既設ヘリポートを有効活用するとともに、緊急輸送時に関係機関と連携して対応するための体制を構築する。</p>

■ リスクシナリオ 2-2 に対する目標の設定

重要業績評価指標（KPI）	現状値（R7）	目標値（R12）	担当課
自主防災組織数【再掲】	24 集落	30 集落	エネルギー政策課

2-3 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺

3. 保健医療・福祉

①被災時の医療支援体制の整備（健康福祉課）

<脆弱性評価>	<推進方針>
<p>○災害時の速やかな救護所の設置、患者の搬入体制の確保、重傷者に対する迅速かつ適切な処置及び被災者の健康調査の実施体制を整備する必要がある。</p> <p>○県や三方郡医師会等の協力を得て、患者の搬送体制を確保する必要がある。</p>	<p>○平時から県、三方郡医師会等の関係機関との連携を強化し、災害時の速やかな応急医療及び患者搬送、健康調査ができる体制の整備に努める。</p>

■リスクシナリオ2-3に対する目標の設定

重要業績評価指標（KPI）	現状値（R7）	目標値（R12）	担当課
三方郡医師会との協定の締結	締結済み	継続	エネルギー政策課

2-4 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

1. 行政機能／警察・消防等／防災教育等

①避難所における感染症対策の周知徹底（健康福祉課、こども未来課）	
<脆弱性評価>	<推進方針>
○感染症の発生・まん延を防ぐため、平時から一般的な感染症予防策の啓発をするとともに予防接種を促進する必要がある。	○平時からの感染症予防対策（手洗い、うがい等）の啓発や予防接種を推進するとともに、災害時の避難所における感染症拡大防止対策の周知徹底を図りながら、手指消毒剤等の衛生用品の配備に努める。

2. 住宅・都市

①教育関連施設の空調設置（教育総務課）	
<脆弱性評価>	<推進方針>
○避難所となる教育関連施設において、空調設備が未設置により、熱中症等のリスクが生じるおそれがあるため、空調設備の設置を推進する必要がある。	○避難所となる教育関連施設において、空調設備設置を推進し、快適で安全な環境を整備する。
②教育関連施設のトイレ洋式化（教育総務課）	
<脆弱性評価>	<推進方針>
○避難所となる教育関連施設のトイレにおいて、衛生面や高齢者及び障がい者利用の観点から改善を図る必要がある。	○避難所となる教育関連施設のトイレにおいて、洋式化を推進し、すべての利用者にとって快適で衛生的な環境を整備する。
③衛生面の確保（上下水道課、エネルギー政策課）	
<脆弱性評価>	<推進方針>
○避難所における疫病・感染症等の大規模な発生を防止するための設備を整備する必要がある。	○災害発生時の下水機能不全に備え、避難所において汚水を直接公共下水道に流すことができ、衛生面で優れているマンホールトイレの整備や仮設トイレの確保を推進する。
④埋火葬体制の強化（住民環境課）	
<脆弱性評価>	<推進方針>
○火葬業務を円滑に実施するための埋火葬体制を整備する必要がある。	○大規模災害に備え、防疫業務における県との協力や、円滑な火葬業務のための体制を整備する。

■ リスクシナリオ 2-4 に対する目標の設定

重要業績評価指標 (KPI)	現状値 (R7)	目標値 (R12)	担当課
感染症対策用備蓄品設置避難所数	4 箇所	13 箇所	健康福祉課

3. 必要不可欠な行政機能の確保

3-1 町職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

1. 行政機能／警察・消防等／防災教育等

①庁舎の改修（総務課）	
<脆弱性評価>	<推進方針>
<p>○緊急時の非常用発電機の連続可能運転時間については、国が推奨する3日間（72時間）連続運転に対し、当町においては、地下に設置している非常用発電機が、約5日間（120時間）連続運転可能なことに併せて、屋外にも非常用発電機を増設しており、非常時において従来は一部系統の給電に限られていたが、増設により庁舎全系統への給電が可能となり、故障リスクの分散とあわせ、より安定した運用が可能となる体制を構築している。引き続き機能の維持を図っていく必要がある。</p> <p>○防災及び発災時に重要な拠点として機能すべき庁舎については、今後もその機能の維持を図っていく必要がある。</p>	<p>○今後も非常時の発電及び災害対応拠点への通電を確保するため、定期的な保守点検を実施していく。</p> <p>○施設の老朽化に対応するため、庁舎の長寿命化計画の策定及び改修の実施について検討していく。</p>
②業務の継続性確保、機能的活動体制の整備（総務課、エネルギー政策課）	
<脆弱性評価>	<推進方針>
<p>○震災時業務継続計画（BCP）に基づき、業務継続のための資源の確保と、平常時から非常時優先業務実施の体制を構築するとともに、必要に応じ適宜内容を見直し、実効性のある計画にする必要がある。</p>	<p>○震災時業務継続計画（BCP）について、訓練で確認し評価・検証を行いながら、より実効性のある計画として見直しを図るとともに、資源の確保や非常時優先業務の確認、及びその体制づくりのため、BCP業務実施マニュアルの周知徹底を図り、職員の意識高揚と定着を図る。</p>
③応援・受援体制の整備（総務課、エネルギー政策課）	
<脆弱性評価>	<推進方針>
<p>○大規模災害発生時、本町のみでの対応では支障をきたす場合が想定されることから、非常時に応援を要請する自治体を各分野で確保する必要がある。</p>	<p>○大規模災害発生時に、他の自治体からの応援を円滑に受け入れるため、応援・受援計画を整備し、速やかな応援要請と受入体制を整えるよう努める。</p>

5. 情報通信

①行政情報通信基盤・情報伝達体制の強化（総務課、エネルギー政策課）

<脆弱性評価>	<推進方針>
○外部インフラ整備の被災による行政システムの停止やインターネットへの接続不良、行政情報データの消失を防ぐため、ネットワークの強化等の耐災害対策を講じる必要がある。	○行政システムの停止等を防ぐため、重要な通信回線や庁内ネットワークの冗長化、システムのクラウド利用など耐災害性の強化に取り組む。

■リスクシナリオ3-1に対する目標の設定

重要業績評価指標（KPI）	現状値（R7）	目標値（R12）	担当課
職員情報系システムの対災害性強化	継続	継続	総務課

4. 経済活動の維持

4-1 サプライチェーンの寸断等による経済活動の麻痺

2. 住宅・都市

①商工業等事業所における事業継続力強化計画の策定促進（産業政策課）

＜脆弱性評価＞	➔	＜推進方針＞
○非常時においても企業等の活動が停滞しないよう、商工会等の関係業界団体と協力体制を構築し、企業等によるBCPの策定を促進する必要がある。		○企業等は、関係業界団体との協力体制のもとBCPを策定し、非常時にも事業継続できるよう努める。また、企業等がBCPを策定するにあたり、関係業界団体と連携を図りながら必要な支援を行う。

■リスクシナリオ4-1に対する目標の設定

重要業績評価指標（KPI）	現状値（R7）	目標値（R12）	担当課
事業継続力強化計画策定事業所数	20 事業所	25 事業所	産業政策課

4-2 農地・森林等の荒廃による町土の荒廃・多面的機能の低下

7. 農林水産

8. 町土保全

①農地保全（土木建築課）

＜脆弱性評価＞	➔	＜推進方針＞
○災害リスクに対応した農業水利施設等の保全管理や機能強化を推進する必要がある。		○用排水施設、ため池、農道施設、地すべり防止施設等の計画的な整備など、農村地域の防災・減災対策を推進する。

②治山対策（産業政策課、土木建築課）

＜脆弱性評価＞	➔	＜推進方針＞
○荒廃地や災害の危険性の高い森林において、災害に強い森林づくりを進める必要がある。		○山地被害を未然に防止するため、治山ダムなどの防災施設や森林整備により、災害に強い森づくりを推進する。

■リスクシナリオ4-2に対する目標の設定

重要業績評価指標（KPI）	現状値（R7）	目標値（R12）	担当課
森林境界の確認完了地区数	1	3	産業政策課

5. 情報通信サービス、ライフライン（電気、上下水道、交通網、燃料等）の確保及び早期復旧

5-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止

4. エネルギー

①避難所における電力確保（エネルギー政策課）	
＜脆弱性評価＞	＜推進方針＞
○災害時において適切な避難所機能の維持を図るため、停電に備える必要がある。	○非常用発電機の整備を検討するとともに、可搬型の発電機や電気自動車を電源とする給電器を整備し、避難所の停電に備える。
②通信施設における非常用電源の整備（総務課）	
＜脆弱性評価＞	＜推進方針＞
○緊急時の非常用発電機の連続可能運転時間については、国が推奨する3日間（72時間）連続運転に対し、当町においては、地下重油タンク満タン（5,000ℓ）時で約5日間（120時間）連続運転可能であり、引き続き機能の維持を図っていく必要がある。	○今後も非常時の発電及び災害対応拠点への通電を確保するため、定期的な保守点検を実施していく。

■リスクシナリオ5-1に対する目標の設定

重要業績評価指標（KPI）	現状値（R7）	目標値（R12）	担当課
非常用電力設備の定期保守の実施	継続	継続	総務課

5-2 情報伝達の不備や危機意識の不足等による避難行動の遅れで死傷者が拡大

1. 行政機能／警察・消防等／防災教育等

①住民等への情報伝達体制の強化（エネルギー政策課）	
<脆弱性評価>	<推進方針>
○災害発生時において、町民や一時滞在者に対し、災害情報等を的確に伝達する必要がある。	○防災情報伝達システム（戸別受信機、防災アプリなど）に加え、ケーブルテレビや、町ホームページなど多様な災害情報の伝達方法を引き続き確保するとともに、町民に対し防災アプリ等の活用の周知を図る。
②自主防災組織の育成（エネルギー政策課）【再掲】	
<脆弱性評価>	<推進方針>
○地域防災力向上のため、自主防災組織の結成促進や育成指導を図り、自助・共助による地域防災の体制を構築する必要がある。	○自主防災組織の活動を支援し、地域の防災意識の向上と、自助・共助による地域防災体制の構築を促進する。
③防災教育の推進（教育委員会事務局）	
<脆弱性評価>	<推進方針>
○小中学校の児童・生徒に対して、町が実施する総合防災訓練に参加を促すとともに、学校で行う避難訓練に加え様々な学習場面を活用し、日頃から防災・防犯教育を進めていく必要がある。	○学校において、危機管理マニュアル（危機対処要領）の整備・見直しを行うとともに、小中学校の児童・生徒に、町が実施する総合防災訓練への参加を促す。また、自分の身を自ら守る力をつけるため、様々な災害に対応できる避難訓練の実施に加え、学習場面等を活用して学年毎の発達段階に応じた防災・防犯教育を計画的に実施する。

3. 保健医療・福祉

①避難行動要支援者への対応（健康福祉課）【再掲】	
<脆弱性評価>	<推進方針>
○要配慮者のうち、災害時の避難等に特に支援を要する避難行動要支援者に対し、迅速で円滑な支援が可能となるよう、地域による避難支援体制の構築と、対象者を掲載した名簿の作成・活用などの対策を促進するため、相談支援専門員や介護支援専門員などの福祉の専門職にも協力を依頼していく必要がある。	○地域による、避難行動要支援者に対する見守り活動などの取組を支援するとともに、福祉専門職へ協力を依頼し個別避難計画の内容を充実させていく。

5. 情報通信

①降雪時の路面状況や除雪関連情報の随時発信（土木建築課）【再掲】

<脆弱性評価>	<推進方針>
○台風、集中豪雨等による被害を防止するために、ため池の状況を把握する必要がある。	○緊急時に迅速な避難が行えるよう、ため池の水位状況を水位計とカメラにより監視できるシステムを導入する。

■リスクシナリオ5-2に対する目標の設定

重要業績評価指標（KPI）	現状値（R7）	目標値（R12）	担当課
自主防災組織数【再掲】	24 集落	30 集落	エネルギー政策課
防災アプリの登録者数（累計）	2,323 人	3,000 人	エネルギー政策課

5-3 ライフライン（電気、上下水道、燃料等）の長期間にわたる機能停止

2. 住宅・都市

①上水道施設の耐震化（上下水道課）	
＜脆弱性評価＞	＜推進方針＞
○持続可能な水道事業を実現するため、最重要施設の耐震化を、計画的に進める必要がある。	○災害時においても安定して水道水を供給するため、導水管・送水管及び配水施設等の耐震化を推進する。
②下水道施設の耐震化（上下水道課）	
＜脆弱性評価＞	＜推進方針＞
○大規模地震等の災害が発生しても汚水処理機能を維持し、ライフラインの長期間にわたる機能停止を防止する必要がある。	○下水道施設や集落排水処理施設の耐震診断の推進や、その結果に応じた耐震化や施設の長寿命化を図る。
③避難所等における災害時の電源確保（エネルギー政策課、こども未来課）	
＜脆弱性評価＞	＜推進方針＞
○大規模地震等の災害が発生し、電力インフラが途絶した場合においても、最低限生活していくための電力を供給する必要がある。	○大規模地震等が発生し、電力インフラが途絶した場合においても最低限の電力を供給するため、避難所に太陽光発電設備等を整備する。
○保育所において大規模災害や落雷などによる停電が発生し、電力インフラが途絶した場合においても、幼い子どもたちの命を守るため電力を供給する必要がある。	○保育所において電力インフラが途絶した場合においても、施設内の照明や空調設備、通信機器、電化製品等の継続的な稼働を確保し、幼い子どもたちの命を守るため非常用自家発電設備の設置を図る。

■ リスクシナリオ5-3に対する目標の設定

重要業績評価指標（KPI）	現状値（R7）	目標値（R12）	担当課
基幹管路耐震化率（水道）	57.4%	62%	上下水道課
避難所への太陽光発電設備等設置件数	0 施設	3 施設	エネルギー政策課

5-4 地域交通ネットワークが分断する事態

6. 交通・物流

①橋梁の維持管理（土木建築課）【再掲】	
<脆弱性評価>	<推進方針>
○交通ネットワークの断絶を防ぐため、町が管理する橋梁について、適正に維持管理する必要がある。	○町が管理する橋梁について、橋梁個別施設計画に基づき適正に維持管理を行う。
②公共交通の継続的運行（まちづくり推進課、住民環境課）	
<脆弱性評価>	<推進方針>
○災害時の公共交通（JR・福井鉄道・美浜自動車等）の運行を確保するため、事業者や県等と連携体制の強化等を図る必要がある。	○公共交通の安全で安定した運行を確保するため、事業者や県、沿線市町との連携体制を強化するとともに、公共交通の運行状況等の情報の速やかな提供に努める。
③交通施設等の耐災害性の強化（住民環境課）	
<脆弱性評価>	<推進方針>
○大規模災害が発生しても公共交通ネットワークを確保するため、交通施設等において、地震や土砂災害対策等を推進する必要がある。	○災害時においても公共交通ネットワークを確保するため、交通施設等において、耐災害性の強化を図る。
④緊急輸送道路等の機能確保（土木建築課）【再掲】	
<脆弱性評価>	<推進方針>
○現在、緊急輸送道路・避難道路等は、東西方向に通じる道路のみであり、緊急輸送道路・避難道路等の多重化・強靱化を図るため南北方向で通行することが可能となる道路整備を推進する必要がある。	○孤立する可能性がある集落の避難道路の確保のため、南北方向に通行することが可能となる美浜・高島道路の整備について、国・県や関係機関に働きかけ、早期の道路整備を目指す。

■ リスクシナリオ5-4に対する目標の設定

重要業績評価指標（KPI）	現状値（R7）	目標値（R12）	担当課
橋梁修繕工事完了基数（累計）【再掲】	20基	25基	土木建築課

6. 迅速な再建・回復

6-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

1. 行政機能／警察・消防等／防災教育等

9. 環境

①災害廃棄物処理体制の整備（総務課、住民環境課）

<脆弱性評価>	<推進方針>
<ul style="list-style-type: none"> ○災害廃棄物の処理を適正かつ迅速に行い、町民の生活環境の保全と、速やかな復旧・復興を果たす必要がある。 ○既存清掃センターの老朽化対策を含め、災害廃棄物を適正かつ迅速に処理するため、新たな清掃センターを整備する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ○「美浜町災害廃棄物処理計画」に基づき、住民・事業者・行政の連携による災害廃棄物の適正かつ円滑な処理体制の整備を図る。 ○計画の実効性を高めるため、環境省の「災害時の一般廃棄物処理に関する初動対応の手引き」等を参考に、災害廃棄物処理に係る職員や関係機関の計画習熟に努める。 ○大量に発生する災害廃棄物の処理を適正かつ迅速に行えるよう、敦賀市と共同で新たな清掃センターの整備を推進する。

■ リスクシナリオ6-1に対する目標の設定

重要業績評価指標（KPI）	現状値（R7）	目標値（R12）	担当課
災害廃棄物処理計画の策定	策定	適宜見直し	住民環境課

6-2 災害対応・復旧復興を支える人材等の不足等により復興できなくなる事態

1. 行政機能／警察・消防等／防災教育等

① 県・関連機関等との連携強化（総務課、エネルギー政策課）

<脆弱性評価>	<推進方針>
○町職員・施設等被災による機能の大幅な低下を回避する必要がある。	○全国の地方公共団体からの応援や、応援協定に基づく被災地への応援を迅速に行う際の手続きが円滑に行えるよう、受援・応援計画を策定し、平時から訓練等を通じて県・関係機関等との連携を強化する。

10. 土地利用

① 地籍調査（土木建築課）

<脆弱性評価>	<推進方針>
○災害後の円滑な復旧・復興を確保するためには地籍調査により土地境界を明確にしておくことが重要であることから、地籍調査の推進を図る必要がある。	○大規模災害からの迅速な復旧・復興時に資する地籍調査を継続して実施していく。

■ リスクシナリオ6-2に対する目標の設定

重要業績評価指標（KPI）	現状値（R7）	目標値（R12）	担当課
地籍調査事業における完了地区数（平地）（累計）	1地区	4地区	土木建築課

1. 行政機能／警察・消防等／防災教育等

①自主防災組織の育成（エネルギー政策課）【再掲】	
＜脆弱性評価＞	＜推進方針＞
○地域防災力向上のため、自主防災組織の結成促進や育成指導を図り、自助・共助による地域防災の体制を構築する必要がある。	○自主防災組織の活動を支援し、地域の防災意識の向上と、自助・共助による地域防災体制の構築を促進する。
②防災士の育成（エネルギー政策課）	
＜脆弱性評価＞	＜推進方針＞
○地域防災力を向上させるため、その中心となる地域の防災リーダーの育成・確保を図る必要がある。	○地域の防災リーダーを担う防災士の充実を図るため、県と連携しながら防災士養成研修を実施するとともに、防災士の防災に関する知識や技能向上を目的に、研修等を実施する。
③防犯活動を通じた防犯意識の醸成（総務課）	
＜脆弱性評価＞	＜推進方針＞
○平時から、地域の防犯意識を高揚する啓発や、災害時には自ら地域を守るため防犯隊を設置しており、地域を守る活動を強化して、防犯意識の醸成を図る必要がある。	○平時から、地域の防犯意識を高揚させる啓発を行うとともに、防犯隊によるパトロール等の活動を通じて防犯意識の醸成を図る。
④ボランティア団体との連携強化（健康福祉課、エネルギー政策課）	
＜脆弱性評価＞	＜推進方針＞
○災害発生時の混乱を防ぐため、災害ボランティアセンター連絡会を立ち上げ、ボランティアの迅速な受入れや、ボランティア団体等とも連携強化を図る必要がある。	○ボランティア活動が円滑に実施されるよう、災害ボランティアセンター連絡会を立ち上げ、団体等との協働による組織体制を整備するとともに、町内外のボランティア団体等の連携強化を図る。

リスクシナリオ6-3に対する目標の設定

重要業績評価指標（KPI）	現状値（R7）	目標値（R12）	担当課
自主防災組織数【再掲】	24 集落	30 集落	エネルギー政策課

第6章 計画の推進

1. 計画の推進体制

本計画の推進に当たっては、全庁横断的な体制のもと、「第六次美浜町総合振興計画」をはじめとした各種計画とも連携を図りながら推進していく必要があります。また、地域の強靱化に向けては、本町のみならず、国や県、近隣市町、関係団体や事業者、そして町民との連携・協力が不可欠であることから、平時から関係構築を進めて、効果的な施策の実施に努めます。

2. 各種施策の推進と進捗管理

本計画に位置づけた各種施策については、「第六次美浜町総合振興計画」、「美浜町地域防災計画」及び関連する分野別計画と連携しながら、計画的かつ着実に取組を推進します。

また、本計画では、毎年度、それぞれの施策について、進捗管理を行うとともに、PDCAサイクルにより、取組の効果を検証し、必要に応じて計画の見直しを図っていきます。

加えて、本計画に大きく影響を及ぼす諸計画の改訂、見直し等が行われた場合は、関連する脆弱性評価や推進方針について、必要に応じ適宜見直しを図ります。

